写

平成２７年度

京丹後市外部評価報告書

京丹後市行政評価委員会

〈 目　次 〉

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　外部評価の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（1）　外部評価の視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（2）　京丹後市行政評価委員会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・ 4

（3）　外部評価の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

（4）　京丹後市行政評価委員会会議経過 ・・・・・・・・・・・・・・ 7

2　外部評価結果（総括） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（1）　行政評価について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

（2）　歳出抑制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（3）　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3　外部評価結果（施策別） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

（1）　外部評価結果の個別票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1．新経済戦略による「新グリーン経済」の構築 ・・・・・・・ 14

2．つくり育てる漁業・海業の振興 ・・・・・・・・・・・・・・ 20

3．美しい自然環境の次代への継承 ・・・・・・・・・・・・・・ 25

4．大長寿を享受できる健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・ 31

5．計画的な土地利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

6．安全でうるおいのある住環境の整備 ・・・・・・・・・・・ 39

7．地域の中で共に生きる障害者福祉の推進 ・・・・・・・・・ 43

8．国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化 ・・・・ 48

（2）　外部評価結果の一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

4　資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

（1）　外部評価の実施目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

（2）　外部評価の実施方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

（3）　京丹後市行政評価委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・ 58

はじめに

京丹後市の外部評価は 9 年目、施策評価を中心とした制度になってからでも 7 年目、行政評価の視点と歳出抑制の視点を組み合わせた評価を行うようになってからは 5 年目となります。行政評価委員会による外部評価は、行政による自己評価の客観性を担保し、市役所内からは出てきにくい外部ならではのアイディアを提供することを目的に行われています。行政評価委員会による外部評価は、一昨年度に第一次総合計画の 38 施策全てを 1 回以上外部評価して一区切りを迎え、昨年度は総合計画の切り替えの年ということもあって休止されましたが、今年度から再開されました。行政評価というものは数年に一回、一部の施策や事業にやればよいというものではなく、健康づくりのための健診や体操のように常に行うべきものです。京丹後市の外部評価が新たな一歩を着実に踏み出したことはすばらしいことです。

今年度の京丹後市行政評価委員会は 6 名の委員で構成されています。その内 5 名の方が新たに加わられました。最初の内は難しい、行政評価という制度やそこで用いられている手法を理解するのも難しいし、それを使いこなして問題点を指摘したり歳出抑制のアイディアを出したりするのも難しい（言いにくい）という感想をいただいていました。しかし、公募で参加された 1 名の方も含め、委員のみなさんがそれぞれご自身の知識や経験を活かしてご指摘をいただき、アイディアも出していただきました。

事務局を担当する行財政改革推進課の職員の方々には、他の自治体の行政評価制度と比べても群を抜いて見やすく、施策や事業とその成果の概要をつかみやすい評価調書を作っていただき、また、短時間でわかりやすい資料を作っていただき、外部評価を支えていただきました。

今年度の外部評価の対象となった 8 つの施策を担当する職員の方々には、施策や事業の内容や成果を分かりやすく説明いただきましたし、外部評価委員会委員の外部ならではの指摘や提言にも前向きな姿勢でご対応いただきました。そして行政評価委員会の外部評価では一度ヒアリングをして外部評価案を作った後、それを施策・事業の所管部局に示して補足や再説明や意見を求めるという制度になっているのですが、それをごく短期間でお願いする場合も多かったのですが、的確にご対応いただきました。

このように関係するみなさん全てに前向きにご協力いただき、外部評価を円滑に進めることができました。厚くお礼申し上げます。

外部評価委員会からの指摘や提言に対し、所管部局からは時として厳しくも粘り強い反論もありました。他の自治体の外部評価と比べても、かなり熱心なやり取りが行われています。それは行政評価委員会による外部評価を受け流すのではなく、受け止めて活用されるからだというように理解しています。やりがいのある外部評価と言えるでしょう。

現在、日本の地方自治体の行政評価は都道府県を含めて約 1800 の自治体中、約 1000 の自治体で制度化されているとされます。特徴的な制度の自治体もあれば、熱心な取組をしている自治体もあります。そうした中で京丹後市の行政評価とその外部評価は間違いなく先進事例の 1 つと言えるでしょう。今後もその着実な発展を願ってやみません。

そのために 2 つの指摘をさせていただきます。行政評価の基本は自己評価ですから、所管部局の自己評価において行政評価の視点で施策・事業に問題がないかのチェックと歳出抑制の視点で適切なアイディアが出せているかを確認するというのが外部評価の主たる役割になります。所管部局としては、行政評価委員会の外部評価に対し、守りの姿勢で臨むだけではなく、行政評価の主役としてより積極的なチェックや歳出抑制のアイディア出しを期待したいと思います。

また、議会や住民のみなさんにも行政評価に一層のご関心を向けていただけるよう期待します。行政評価委員会の外部評価、特に施策・事業の改善のアイディアや歳出抑制のアイディアというのは、さまざまな方の目に触れ、さらなるアイディアを引き出すという役割も持っています。行政評価や外部評価が地域に眠るさまざまなアイディアを引き出し、よい施策・事業を実現し、行政の無駄を省いてよりよい地域の実現につながることを期待しています。

今年度、行政評価委員会は 8 つの施策とそれらを構成する事業について外部評価を行いました。8 つの施策とは、「新経済戦略による「新グリーン経済」の構築」「つくり育てる漁業・海業の振興」「美しい自然環境の次代への継承」「大長寿を享受できる健康づくりの推進」「計画的な土地利用の推進」「安全でうるおいのある住環境の整備」「地域の中で共に生きる障害者福祉の推進」「国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化」です。

外部評価の対象となる施策・事業を選ぶにあたっては、評価されるべき施策・事業が着実に選ばれるようにという視点を重視しました。具体的には前回外部評価をしてから時間の経っているものを優先して選択しました。これら施策・事業の自己評価はおおむね妥当に行われていました。また、前回の外部評価の指摘を受けて施策や事業を改善したり、地域との協働で新しい取組をされている事例がいくつも見られたことはすばらしいことです。

今年は国の重要政策として地方創生が掲げられ、全国的に取組が行われています。その中で京丹後市はトップランナーで先進事例として注目されています。外部評価の中でも、国や府や民間企業の力をうまく引き出している事例をいくつも見ることができました。そうした中、外部評価が京丹後市の行政評価の改善に役立ち、計画や予算の改善に活用され、引いては地域社会とその中での暮らしの改善につながれば、私たち京丹後市行政評価委員会委員一同の喜びとするところです。

平成 27 年 11 月
京丹後市行政評価委員会
委員長　窪 田　好 男

１　外部評価の実施について

（１）　外部評価の視点

市が実施した施策の内部評価結果に基づき、次のとおり行政評価の視点と歳出抑制の視点から議論を行いました。

ア　行政評価の視点

(ｱ)　施策目的について

・　施策方針（めざす姿）の内容が明確にかつ分かりやすく示されているか

・　施策における将来のビジョンが明確にかつ分かりやすく示されているか

・　事業構成が有効か（施策方針から行政の主な取組へ、行政の主な取組から事務事業へ分かれていく流れが、うまくつながっているか）

・　指標及び目標値の設定内容が妥当か

(ｲ)　施策の進捗状況について

・　内部評価結果（施策の進捗状況）が妥当か（何らかの事例や指標等により客観的に分析されているか）

(ｳ)　施策展開について

・　内部評価結果（施策展開の考え方）が妥当か

・　行政の主な取組と施策を構成する事務事業が過不足のないものになっているか

・　施策や事務事業について改善点がないか

イ　歳出抑制の視点

・　内部評価結果（今後３年間で取り組む所管部局の歳出抑制・歳入確保の考え方）が妥当か

・　所管部局の歳出抑制・歳入確保の考え方のほかに、今後３年間で考えられる歳出抑制・歳入確保の可能性やアイデアはないか※

※　今後、普通交付税等の合併算定替による加算額（市町村合併による特例措置）がなくなり、大幅な歳入の減少が見込まれる中で、必要な事業であっても、費用対効果の点で問題がない事業であっても、評価対象施策の中であえて縮小・再編するとすればという視点から可能性やアイデアを提案。

（２） 京丹後市行政評価委員会委員名簿

役職	氏　名	備　　考
委 員 長	窪田（くぼた）　好男（よしお）	京都府立大学　公共政策学部　准教授
副委員長	吉田（よしだ）　件昨（けんさく）	京丹後市区長連絡協議会から推薦
委　　員	井上（いのうえ）　敦夫（あつお）	公募委員
委　　員	宇野（うの）　浩二（こうじ）	近畿税理士会峰山支部から推薦
委　　員	野木（のぎ）　教貴（のりたか）	一般社団法人京丹後青年会議所から推薦
委　　員	和田（わだ）　直子（なおこ）	京丹後市商工会（女性部）から推薦

（３） 外部評価の対象

第２次京丹後市総合計画に掲げる３４施策のうち、次の８施策について、評価を行いました。

基本方針（政策）				
	No	計画項目（施策）	施策分野	評価対象
１．産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します				
	1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築	商工業・雇用	○
	2	地域特性を活かした農林業の振興	農林業	
	3	つくり育てる漁業・海業の振興	漁業・海業	○
２．京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります				
	4	四季を通じた滞在型観光の促進	観光	
	5	「スポーツ観光」による交流と経済の活性化の推進	スポーツ	
３．次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります				
	6	美しい自然環境の次代への継承	自然環境	○
	7	新エネルギーの有効活用	新エネルギー	
	8	ごみ･廃棄物の適正処理	ごみ･廃棄物	
	9	循環型社会の構築	循環型社会	
４．生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します				
	10	大長寿を享受できる健康づくりの推進	健康	○
	11	地域包括医療･ケア体制の充実	医療･保険	
５．災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります				
	12	地域ぐるみによる消防･防災体制の充実	消防･防災	
	13	防犯･交通安全対策の推進	防犯･交通安全	
６．地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します				
	14	計画的な土地利用の推進	土地利用	○
	15	北近畿新時代への飛躍する道路ネットワークの充実	道路	
	16	安全でうるおいのある住環境の整備	住宅	○
	17	まちの活性化を図る公共交通の充実	公共交通	
	18	きれいな水を美しくかえす上下水道の整備	上下水	
	19	情報基盤を活用した市民サービスの向上	情報	

基本方針（政策）				
	No	計画項目(施策)	施策分野	評価対象
７．支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します				
	20	共に生き、支え合い、助け合う地域福祉の推進	地域福祉	
	21	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進	障害者福祉	○
	22	生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進	高齢者福祉	
８．参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます				
	23	市民協働によるまちづくりの推進	市民協働	
	24	人権を尊重するまちづくりの推進	人権	
	25	男女共同参画社会の形成	男女共同参画	
	26	コミュニティ活動の充実による地域活性化	地域振興	
	27	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化	国際・地域間連携	○
９．夢と希望を持って、未来に飛躍する人づくりを進めます				
	28	子育て支援の総合的な推進	子育て支援	
	29	未来を拓く学校教育の充実	学校教育	
	30	多様な学びを支援する社会教育の充実	社会教育	
	31	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進	芸術・文化	
10．「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営				
	32	幸福度指標を活用した施策点検		
	33	効率的・効果的な行財政運営		
	34	その他基礎的な事務事業		
評価件数				８施策

※　施策に対する外部評価（平成２１年度から実施）については、今年度から２巡目の評価となることから、１巡目の外部評価から年数が経った（平成２１・２２年度に外部評価を行った）施策の中から８施策を今年度の評価対象施策として選定しました。

※　平成２４年度の外部評価結果を受け、毎年度外部委員により「教育委員会活動の点検及び評価」を行っている教育関連施策（Ｎｏ．２８～３１）については、外部評価の対象外としました。

（４）京丹後市行政評価委員会会議経過

回・開催日	内　　容
第１回委員会 平成２７年 ８月　４日	・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 評価の仕方についての説明 ・ 評価（ヒアリング）の実施 （１） 計画的な土地利用の推進 （２） 安全でうるおいのある住環境の整備
第２回委員会 ８月１１日	・ 第１回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （３） 新経済戦略による「新グリーン経済」の構築
第３回委員会 ８月２７日	・ 第２回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （４） 大長寿を享受できる健康づくりの推進 （５） 地域の中で共に生きる障害者福祉の推進
第４回委員会 ９月１８日	・ 第３回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （６） 国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化
第５回委員会 １０月１３日	・ 第４回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （７） 美しい自然環境の次代への継承 （８） つくり育てる漁業・海業の振興
第６回委員会 １０月２０日	・ 第５回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 外部評価報告書（案）の検討

※　十分な議論を行うため、一つの施策につき所管部局から２回ヒアリング（第１回目のヒアリングを行った次回の委員会でもヒアリング）を行い、その結果を踏まえた上で、評価結果のまとめを行いました。

２　外部評価結果（総括）

○　行政評価の視点から、内部評価結果がおおむね適正に行われていることを確認

○　歳出抑制の視点からは、従来の発想にとらわれない事務事業の抜本的な見直しが必要

今回の評価について、施策目的については、おおむね妥当であると評価します。

また、事業構成や施策の進捗状況、施策展開についても、委員会からの指摘はあるものの、明らかに非合理であると思われる事業構成や施策の進捗状況、施策展開が少ないことは評価できます。

しかし、以前から指摘しているところですが、大幅な歳入の減少に対応し、中長期的に持続可能な財政構造にしていくためには、今後も事務事業の見直しは不可欠です。そのため、従来からの延長線上の発想から転換を図り、これまでとは異なる視点から事務事業の見直しや刷新について検討していくことが必要です。

なお、評価の視点ごとの全般的な意見は次のとおりです。今回の評価対象施策に限らず、施策全般に対する事項として、これらの意見に留意していただき、今後の施策や事務事業の見直しに役立てていただくことを期待します。

（１）　行政評価について

ア　施策目的について

(ｱ)　施策方針（めざす姿）

第２次総合計画から施策方針（めざす姿）が総合計画に明記されているとともに、記載内容についても簡潔に整理されたことで全体的にはおおむね明確に分かりやすく示されており、評価できます。

施策目的が分かりにくいと、目標指標の設定が行いにくかったり、効果的な事業構成にしづらかったりするばかりでなく、適切な評価がしづらくなります。引き続き、市として、将来においてどのようにしたいのかというビジョンをしっかり描いた上で、施策を推進するとともに、そのビジョンを市民に分かりやすく示すことが重要です。

(ｲ)　事業構成

現行の事務事業の多くは必要な事業であり、効果も上がっているという印

象を受けました。今後も、限られた財源の中で効率的で効果的に施策を展開していくため、施策を構成する事務事業が過不足のない構成になっていることが必要です。

他方で、市の財政が今後厳しくなっていく中では、全ての事務事業や施策に対して均等に注力していくということは中途半端な結果を招くことになりかねません。施策を構成する事務事業の優先順位や施策間の優先順位を見極めて、メリハリのある事業展開を行うことが必要です。

また、必要に応じて、施策や施策体系の見直しを図ることも必要です。

（ｳ） 目標値など

第２次総合計画においては、施策の成果や達成度の測定基準としてより有効な目標値・指標が設定されているなど、以前からの指摘事項が一定改善されており、評価できます。

ただし、いくつかの施策では指標の設定が十分でないと思われるものがありました。

指標は、施策目的の達成度を客観的に測定し、必要に応じて施策を見直す基準として重要なものとなりますので、総合計画や個別計画の見直し時などには、成果や達成度の測定基準として有効かつ現実的な目標値・指標を適切に設定し、施策の目的に対する成果や達成度を市民に分かりやすく的確に示していく必要があります。

イ　施策の進捗状況について

施策の進捗状況の内部評価結果については、全体的におおむね妥当でした。

ただし、いくつかの施策では、進捗に遅れがみられることから、より一層の進捗管理の徹底が必要です。

ウ　施策展開について

内部評価結果（施策展開）の考え方については、全体的におおむね妥当でした。

なお、一定の見直しが図られている事務事業がある一方で、依然として市民のニーズがあるからという理由で続けられている事業が見受けられます。

事業開始後、一定の年数が経過している事業については、状況の変化などを踏まえ、必要性や費用対効果などの視点から検証を行い、縮小や廃止も含めた見直しの検討が必要です。

（２） 歳出抑制について

ア　内部評価結果

内部評価結果（所管部局の歳出抑制・歳入確保の考え方）において、歳出抑制等の考え方が示されていない施策があったことから、また、評価を通じて施策や事務事業を見ていく中でも、多くの事務事業について、従来の延長線上の視点からは、これ以上経費節減ができる余地は少ないという印象を受けました。

一方で、約１９億円という大幅な歳入の減少（平成２６年度普通交付税額［約１３７億円］と比較して約１３．９％の歳入の減少）に見合った歳出規模としていくためには、必要な事業であっても、また効果や費用対効果の点で問題がない事業であっても、縮小や廃止せざるを得ない事務事業が出てくることは明白です。

そのため、従来の発想とは異なる視点から、思い切って事業を廃止したり、再構築したり、新たな歳入を確保したりすることも含めた事務事業の抜本的な見直しについて検討することが必要です。また、事務事業の抜本的な見直しを行う際には、事前に市民へ丁寧な説明を行うなどの配慮も必要です。

イ　歳出抑制の視点からの可能性やアイデアの提案

委員会では、「地域社会やその中での暮らしへの影響や不便も考えられるが、今後３年間における歳出抑制策を考えた場合において、あえて縮小再編するとすればどういった可能性やアイデアが考えられるのか」という観点から、これまでと同様に、大胆な議論を行い、思い切った提案を行っています。

提案内容については､所管部局にしてみれば困難だと思われる内容もあろうかと思われますが、必ずその通りに実行しなければならない、すぐに実行しなければならないというものではありません。

しかし、委員会からの歳出抑制の視点からの提案が良くないのであれば、大幅な歳入の減少に見合った歳出規模にしていくため、何か別の歳出抑制策又は歳入増加策が必要となります。

そのため､委員会からの提案を議論のきっかけの一つとして受け止めていただき、市民も含めた京丹後市全体で問題意識を持ち、しっかりと議論を行っていただき、持続可能な行財政運営に努めていただくことを期待します。

（３） その他

ア 前回評価時からの改善

施策に対する外部評価（平成２１年度から実施）については、今年度から２巡目の評価となる中、１巡目の評価時に指摘した点について改善されており、評価できます。

引き続き、これまでに委員会から出された意見や指摘事項、提案内容などについて、総合計画や個別計画の見直し、事務事業や施策の改善に活用していただくことを期待します。

イ 政策体系と総合調整

多くの施策において、施策に関連する個別計画が策定されていますが、総合計画と個別計画の構成が異なるなど、総合計画と個別計画の内容のつながりが分かりにくいものもあります。

そのため、次回の総合計画や個別計画の見直し時には、総合計画と個別計画のつながりや個別計画と施策を構成する事務事業のつながりを意識しながら計画の策定を行うことが重要です。

なお、市ホームページに掲載されていない個別計画も見受けられることから、個別計画の市ホームページなどへの掲載を徹底し、市民に施策の内容を分かりやすく示すことが必要です。

また、今後、市の財政が厳しくなっていく中で、総合計画に掲げる基本構想（市が目指す基本理念、目標、将来像など）を実現し、更には京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進していくためには、各施策を個別に展開していくのではなく、部局や施策間の総合調整を行った上で、より効率的・効果的に施策を展開していくことも重要です。

ウ 補助金等

補助金等は、行政目的を効果的・効率的に達成する上で大きな役割を持っており、今回の評価の中でも、施策目的達成のため、市から多くの補助金が交付されています。

一方で、補助金等については、交付先団体が運営や事業展開において補助金等に依存しがちとなり、団体としての自主性や自立性が損なわれる側面もあります。

そのため、交付先団体ができるだけ自立できるよう留意して補助金制度を設計したり、見直ししたりすることが重要です。

エ　評価調書

今年度の調書の様式から新たな評価項目が追加され、施策の進捗状況や施策展開の考え方が表示されるなど、施策評価・進捗管理調書について年々改善され分かりやすくなっており、市民への説明責任も適切に果たされていると評価します。

一方、予算を伴わない、他の施策に関連しているという理由により調書に表れていない事業があることがヒアリングの際に分かることもあり、調書への関連事業の記載が不十分であるという印象を受けました。

以前から指摘を行っていますが、より有効に施策を評価するためには、施策に関連する事業がしっかりと調書に表示されている必要があります。

今後も、施策に関連する事業のうち、市の予算を伴う事業については、他の施策に位置付けられている事業であっても、全ての事業が調書に表示されるよう徹底することが必要です。あわせて、市の予算を伴わない事業についても、重要な事業は、調書に表示することが必要です。

３　外部評価結果（施策別）

（１）　外部評価結果の個別票

各施策の外部評価結果は、次ページからの個別票のとおりです。

※　施策毎に、京丹後市行政評価委員会による『外部評価結果』と行政内部で評価し作成された『施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）（以下、「施策評価調書」という）』を付けています。

No.	施策名	内容	ページ番号
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築 ＜商工業・雇用＞	外部評価結果	14～15
		施策評価調書	16～19
2	つくり育てる漁業・海業の振興 ＜漁業・海業＞	外部評価結果	20～21
		施策評価調書	22～24
3	美しい自然環境の次代への継承 ＜自然環境＞	外部評価結果	25～26
		施策評価調書	27～30
4	大長寿を享受できる健康づくりの推進 ＜健康＞	外部評価結果	31
		施策評価調書	32～35
5	計画的な土地利用の推進 ＜土地利用＞	外部評価結果	36
		施策評価調書	37～38
6	安全でうるおいのある住環境の整備 ＜住宅＞	外部評価結果	39～40
		施策評価調書	41～42
7	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進 ＜障害者福祉＞	外部評価結果	43～44
		施策評価調書	45～47
8	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化 ＜国際・地域間連携＞	外部評価結果	48～49
		施策評価調書	50～51

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　１）

計画項目（施策）	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築 ＜商工業・雇用＞	所管部局 商工観光部

行政評価の視点

１　施策目的について

施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

２　施策の進捗状況について

京丹後市新経済戦略に基づき商工業振興や企業立地に関する様々な取組が積極的に進められているところであり、また、適切な進行管理に努めていると評価できることから、内部評価結果（予定どおり進んでいる）は妥当である。

なお、京丹後市新経済戦略に基づく取組の進行管理に当たっては、取組による成果と課題の検証に努め、検証結果に基づき柔軟に取組の見直しを行うことで、より効果的に施策を展開していくことが重要である。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。

（１）　ブランドビジネス支援事業（Ｎｏ．５）について、取組の成果と課題の検証結果に基づき、的確に事業の見直しがされたことについて評価できる。ただし、事業実施の検討の際に、ＪＡＰＡＮｓｇ（JAPAN　satisfaction guaranteed）に関する賛否両論があったと思われることから、この事業に限らず、今後、新たな取組を検討する際には、より慎重に情報収集を行うべきである。

（２）　地域消費喚起･生活支援型交付金事業（Ｎｏ．１６）のプレミアム付商品券の発行事業について、商品券の買い占めなどが全国的に問題になっている中で、商品券が事業の趣旨どおり発行・利用されたかどうかについて、今後、しっかりと検証する必要がある。

（３）　補助金等については、交付先団体が運営や事業展開において補助金等に依存しがちとなり、団体としての自主性や自立性が損なわれる側面がある。施策を構成する事業に補助金等交付事業が多い中、交付先団体ができるだけ自

行政評価の視点	立できるよう常に留意して補助金制度を設計したり、見直ししたりすることが重要である。 （４） 松本重太郎翁をきっかけとした取組（商工業振興プロモーション推進事業［Ｎｏ．１９］と経済人材ネットワーク構築･強化事業［Ｎｏ．２３］）に関して、シンポジウムの際に作成した資料をホームページに掲載してＰＲに活用するなど、事業実施による成果物を有効活用するとともに、今後の経済交流や観光誘客の促進につなげていくことが重要である。 （５） 高機能急速冷凍装置導入事業（Ｎｏ．４７）の調査研究費について、多くの経費が掛かっている印象を受ける。今後、本事業のような調査研究を進める際には、市が事業に関与する必要性を十分に検証した上で、事業内容についても精査し、より一層の経費節減に努めていくことが重要である。 （６） 市内事業所において後継者不足の課題がある中、また、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進や若年層の人口流出の抑制・歯止めを重視する中、「⑤ Ｕ･Ｉターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大」の取組について、より一層の充実を図るべきである。
歳出抑制の視点	**４ 歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）** 所管部局の歳出抑制の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	1	産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します
計画項目（施策）<施策分野>	1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築<商工業・雇用>

所管部局	所管部局長の氏名
商工観光部	新井　清宏

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	商工業の振興と未来志向型産業・ワークスタイルの創造に向けた取り組みを行い、地域経済を発展させるとともに、地域雇用を維持・拡大させ、市民生活の向上と定住基盤の確保を図ります。
施策方針（めざす姿）	伝統産業である織物業や基幹産業である機械金属業をはじめ、市内産業・市内事業所・商店街等の維持・再生・発展を図るとともに、京丹後市の特性を活用した未来志向型の産業・ワークスタイルを創造します。 また、新たな産業・新たな事業所の創出を図り、雇用・就業機会の開発と就業を促進し、就労人口を増加させます。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市新経済戦略	市内企業の経営安定・成長発展への支援、企業立地の推進など、商工業の振興を総合的に推進するための経済戦略。「第1次京丹後市総合戦略・後期基本計画」における「商工業の振興」の推進を担うアクションプランとして策定。	平成25年9月	平成25年度～	
第2次京丹後市観光振興計画	第1次計画の検証と見直しを行うことにより、これらの諸課題について対応し、観光立市の実現を目指すべく第2次計画を策定。市、観光関係団体、観光事業者、市民などが観光立市の実現という共通の目標に向かって、それぞれの立場で取り組むものとして位置づけ。	平成25年6月	平成25年度～平成29年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組 ↓ 事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円） H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 市内企業等の経営安定と再生支援 ○ 経営基盤の維持・強化や経営改善・事業再生への取り組みを支援し、企業の経営安定化と再生を図るとともに、伝統産業をはじめ各産業や商店街の維持・再生を図ります。									
1 あんしん雇用環境づくり事業 事業主の経費負担を軽減し、雇用の安定化を図るため助成金を交付(利用事業者数7社、交付13件)	商工振興課	317	500 (500)	市規定	単費	○	サービス	B	終了・廃止
2 丹後地域地場産業振興ｾﾝﾀｰ運営費補助金【取組②にも該当】 地場産業振興センターの運営管理、地場産品のPR、販路拡大事業に対し補助金を交付	商工振興課	29,338	29,850 (29,850)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
3 京丹後ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ運営事業補助金【取組②にも該当】 「特産品ショップ・ホッと丹後」の運営、販路拡大・PR事業の実施に対し補助(販売実績17,707千円)	商工振興課	2,660	2,660 (1,360)	なし	単費	○	サービス	A	縮小
4 地域ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ推進連携事業【取組②にも該当】 「全国地域ブランド連携協議会」へ参画し、東京駅近くでのPR＆物産販売、イベント出展等を実施	商工振興課	592	471 (471)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
5 ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞｼﾞﾈｽ支援事業【取組②にも該当】 自治体運営型通販ｻｲﾄ「京丹後sg」を開設、京丹後産品の情報を発信	商工振興課	2,128	- -	なし	単費	○	サービス	B	終了・廃止
6 あんしん借換資金等利子補給事業【取組②にも該当】 市内商工業者等が事業資金を借り入れ、返済の際に負担する利子の1.7%を超える分を補給(1,362件)	商工振興課	52,654	53,000 (53,000)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
7 信用保証料補助金【取組②にも該当】 市内商工業者等が事業資金を借り入れた際に負担する信用保証料の一部を補助(293件)	商工振興課	43,566	42,000 (42,000)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
8 商工業支援事業【取組②にも該当】 市内事業者等が行う空き店舗の活用、新商品、ｼﾞｵﾊﾟｰｸ関連商品の開発等に対して補助金を交付	商工振興課	19,019	12,749 (12,749)	市規定	単費	○	サービス	S	現状維持
9 和装産地連携事業【取組②にも該当】 全国和装産地市町村協議会への負担金及び森田翁顕彰会への負担金を支出	商工振興課	101	3,201 (3,201)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
10 ちりめん関連事業補助金【取組②にも該当】 市きもの交流会に対して補助金を交付(会員数17事業所)、京丹後ちりめん祭に対して経費補助	商工振興課	2,237		市規定	単費	○	サービス	S	
11 丹後ﾌｧｯｼｮﾝｳｨｰｸ開催委員会補助金【取組②にも該当】 「丹後ﾌｧｯｼｮﾝｳｨｰｸ開催委員会(販路開拓事業等を実施)」に対して補助金を交付	商工振興課	3,122	4,000 (4,000)	市規定	単費	○	サービス	S	現状維持
12 ｼﾙｸのまちづくり事業【取組②にも該当】 「絹のふるさと京丹後推進会議」の運営、「シルクのまちづくり市区町村協議会」（全国26市区町）への参加等	商工振興課	967	1,326 (1,326)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
13 織物合理化設備導入支援事業補助金【取組②にも該当】 織機用ﾀﾞｲﾚｸﾄｼﾞｬｶｰﾄﾞｺﾝﾄﾛｰﾗ装置等を導入する市内織物事業者に対し補助金交付(28件)	商工振興課	7,998	- -	市規定	単費	○	サービス	S	終了・廃止
14 機械金属業振興事業【取組②にも該当】 機械金属業が行う展示会出展、ビジネスマッチングを支援（事業費への支援は別事業で実施）	商工振興課	84	1,068 (1,068)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
15 人材育成事業【取組②にも該当】 「丹後・知恵のものづくりﾊﾟｰｸ」の管理運営・人材育成経費の一部負担、「挑戦型企業セミナー」開催	商工振興課	9,771	10,479 (10,479)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
16 地域消費喚起・生活支援型交付金事業【明許繰越】【施策4[観光]にも該当] ﾌﾟﾚﾐｱﾑ付商品券発行、旅行・旅客運送事業者が実施する誘客効果が期待できる事業に対して補助金を交付	商工振興課／観光振興課	-	159,600 (6,440)	新規事業（平成26年度事業の全部を繰り越しして実施する事業）					

② 市内企業の成長促進及び新産業の創出

○ 経営革新、技術開発など企業の成長につながる積極的なチャレンジや、新たな事業分野への進出、新事業創出への取り組みを支援し、企業の成長及び新規創業と新産業の創出を図ります。

17	**産学連携推進事業** 京都工芸繊維大学京丹後ｷｬﾝﾊﾟｽ(京都工繊大地域連携ｾﾝﾀｰ)の維持管理、交流ｲﾍﾞﾝﾄを実施	商工振興課	39	143 (143)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
18	**産学連携研究等促進事業** 市内中小企業者と大学等研究機関が実施する共同研究のための経費に対し補助金交付（2件）	商工振興課	1,330	1,000 (1,000)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
19	**商工業振興ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進事業** 松本重太郎翁の偉大な功績、起業精神等を顕彰するテレビ番組の制作に協力。H26.12.30放映	商工振興課	5,400	- -	なし	単費	○	サービス	A	終了・廃止
20	**地域資源活用ﾋﾞｼﾞﾈｽ創出事業** 慶応義塾大学と連携し、ｺﾐｭﾆﾃｨﾋﾞｼﾞﾈｽ等の地域活性化策の検討とﾓﾃﾞﾙ的実践活動を実施	商工振興課	491	1,292 (1,292)	なし	単費	○	サービス	A	終了・廃止
21	**地域経済循環創造事業** 民間事業者が金融機関や大学等と連携して実施する地域資源を活用した地域活性化に資する事業を支援（3件）	商工振興課	58,000	- -	国規定	国府全額	-	サービス	S	現状維持
22	**地域経済循環創造事業【明許繰越】** 民間事業者が金融機関や大学等と連携して実施する地域資源を活用した地域活性化に資する事業を支援（1件）	商工振興課	-	35,000 -	平成26年度事業の一部を繰り越しして実施する事業					
23	**経済人材ﾈｯﾄﾜｰｸ構築・強化事業【取組③にも該当】** 松本重太郎翁顕彰プロジェクト「関西経済交流シンポジウム」を開催（H27.1.26）	商工振興課	5,870	- -	なし	単費	○	サービス	A	終了・廃止
24	**新ｼﾙｸ産業創造事業** 新シルク産業創造に向けた研究会の設置・運営	商工振興課	63	- -	なし	国・一部	含む	サービス	S	拡大
25	**新ｼﾙｸ産業創造事業【明許繰越】** 新たな養蚕技術の研究開発等を行うための旧溝谷小学校施設改修設計、無菌・周年養蚕に向けた試験養蚕経費等	商工振興課	-	51,782 (23,370)	平成26年度事業の一部を繰り越しして実施する事業					
26	**起業ｱｲﾃﾞｱｺﾝﾍﾟ開催事業** 新たなﾋﾞｼﾞﾈｽを事業化するため、市の地域資源を活用した大学生発案の起業ｱｲﾃﾞｱのｺﾝﾍﾟを実施	商工振興課	904	1,203 (1,203)	なし	単費	○	サービス	B	現状維持
27	**丹後地域地場産業振興ｾﾝﾀｰ運営費補助金【再掲】【取組①にも該当】** 地場産業振興センターの運営管理、地場産品のPR、販路拡大事業に対し補助金を交付	商工振興課	29,338	29,850 (29,850)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
28	**京丹後ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ運営事業補助金【再掲】【取組①にも該当】** 「特産品ショップ・ホッと丹後」の運営、販路拡大・PR事業の実施に対し補助(販売実績17,707千円)	商工振興課	2,660	2,660 (1,360)	なし	単費	○	サービス	A	縮小
29	**地域ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ推進連携事業【再掲】【取組①にも該当】** 「全国地域ブランド連携協議会」へ参画し、東京駅近くでのPR＆物産販売、イベント出展等を実施	商工振興課	592	471 (471)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
30	**ﾌﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞｼﾞﾈｽ支援事業【再掲】【取組①にも該当】** 「全国地域ブランド連携協議会」へ参画し、東京駅近くでのPR＆物産販売、イベント出展等を実施	商工振興課	2,128	- -	なし	単費	○	サービス	B	終了・廃止
31	**あんしん借換資金等利子補給事業【再掲】【取組①にも該当】** 市内商工業者等が事業資金を借り入れ、返済の際に負担する利子の1.7%を超える分を補給(1,362件)	商工振興課	52,654	53,000 (53,000)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
32	**信用保証料補助金【再掲】【取組①にも該当】** 市内商工業者等が事業資金を借り入れた際に負担する信用保証料の一部を補助(293件)	商工振興課	43,566	42,000 (42,000)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
33	**商工業支援事業【再掲】【取組①にも該当】** 市内事業者等が行う空き店舗の活用、新商品、ｼﾞｵﾊﾟｰｸ関連商品の開発等に対して補助金を交付	商工振興課	19,019	12,749 (12,749)	市規定	単費	○	サービス	S	現状維持
34	**和装産地連携事業【再掲】【取組①にも該当】** 全国和装産地市町村協議会への負担金及び森田翁顕彰会への負担金を支出	商工振興課	101	3,201 (3,201)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
35	**ちりめん関連事業補助金【再掲】【取組①にも該当】** 市きもの交流会に対して補助金を交付(会員数17事業所)、京丹後ちりめん祭に対して経費補助	商工振興課	2,237		市規定	単費	○	サービス	S	
36	**丹後ﾌｧｯｼｮﾝｳｨｰｸ開催委員会補助金【再掲】【取組①にも該当】** 「丹後ﾌｧｯｼｮﾝｳｨｰｸ開催委員会(販路開拓事業等を実施)」に対して補助金を交付	商工振興課	3,122	4,000 (4,000)	市規定	単費	○	サービス	S	現状維持
37	**ｼﾙｸのまちづくり事業【再掲】【取組①にも該当】** 「絹のふるさと京丹後推進会議」の運営、「シルクのまちづくり市区町村協議会」（全国26市区町）への参加等	商工振興課	967	1,326 (1,326)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
38	**織物合理化設備導入支援事業補助金【再掲】【取組①にも該当】** 織機用ﾀﾞｲﾚｸﾄｼﾞｬｶｰﾄﾞｺﾝﾄﾛｰﾗ装置等を導入する市内織物事業者に対し補助金交付(28件)	商工振興課	7,998	- -	市規定	単費	○	サービス	S	終了・廃止
39	**機械金属業振興事業【再掲】【取組①にも該当】** 機械金属業が行う展示会出展、ビジネスマッチングを支援（事業費への支援は別事業で実施）	商工振興課	84	1,068 (1,068)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
40	**人材育成事業【再掲】【取組①にも該当】** 「丹後・知恵のものづくりﾊﾟｰｸ」の管理運営・人材育成経費の一部負担、「挑戦型企業セミナー」開催	商工振興課	9,771	10,479 (10,479)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
41	**企業立地支援事業【再掲】【取組③にも該当】** 工場等の新増設と雇用促進を図るため助成金・奨励金を交付(新制度分1件、旧制度分5件)	商工振興課	9,050	33,249 (33,249)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持

③ 企業誘致の推進

○ 基盤整備や支援措置の実施、誘致活動等により、市内外からの企業誘致を積極的に推進します。

42	**企業立地促進事業** 企業立地・事業立地を促進するための活動(展示商談会出展、企業訪問)などを実施	商工振興課	2,651	3,068 (3,068)	なし	単費	○	内部管理	S	現状維持
43	**工業団地維持管理事業** 市内工業団地内の維持管理(草刈・雑木伐採業務等)	商工振興課	1,281	996 (996)	なし	単費	○	維持管理	S	現状維持
44	**企業立地支援事業【取組②にも該当】** 工場等の新増設と雇用促進を図るため助成金・奨励金を交付(新制度分1件、旧制度分5件)	商工振興課	9,050	33,249 (33,249)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
45	**経済人材ﾈｯﾄﾜｰｸ構築・強化事業【再掲】【取組②にも該当】** 松本重太郎翁顕彰プロジェクト「関西経済交流シンポジウム」を開催（H27.1.26）	商工振興課	5,870	- -	なし	単費	○	サービス	A	終了・廃止

④ 新グリーン経済の構築

○ 農商工観連携等横断的な産業連携による新たな付加価値の創造、本市の地域特性・地理的特性を活用したワークスタイルの創造により「新グリーン経済」の構築をめざします。

46	**京丹後型ﾜｰｸｽﾀｲﾙ創出事業** ﾃﾚﾜｰｸに関する企業ﾆｰｽﾞ調査、ﾃﾚﾜｰｸ推進ｾﾐﾅｰの開催（参加者26人）等	**商工振興課**	389	- -	なし	単費	○	サービス	S	拡大
47	**高機能急速冷凍装置導入事業［再編交付金活用事業］** 高機能急速冷凍装置の導入可能性調査(製品調査、事例調査、ﾆｰｽﾞ調査、事業化調査等)	**商工振興課**	1,687	- -	なし	国・一部	-	サービス	A	拡大

⑤ U･Iターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大

○ 商工業の振興を通じて雇用・就業機会の開発を図るとともに、U･Iターンや企業と人材とのマッチングの促進、人材育成等により、就労人口の拡大を図ります。

48	**地域雇用環境整備特別対策事業** 雇用創出や処遇改善等を行う各事業を実施(雇用創出：17件42人、就業支援：5人、処遇改善：3件)	**商工振興課**	66,067	11,000 -	国規定	府・一部	含む	サービス	A	終了・廃止
49	**就職促進・人材確保対策事業** 一般求職者や大学卒業予定者等を対象に地元企業参加する就職面接会を開催（参加企業31社、参加者111人）	**商工振興課**	750	2,099 (1,849)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
50	**職業能力向上支援事業** 丹後地域職業訓練協会等が実施する研修の受講修了者に対し、研修費用の一部を助成(70人、118件)	**商工振興課**	653	780 (780)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
51	**職業訓練実施事業補助金** 技能訓練機会を提供する団体を対象に、職業訓練事業の実施経費への補助金を交付	**商工振興課**	2,897	2,979 (2,979)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持

上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業

52	**商工総務一般経費** 商工振興推進のための業務に必要な経費及び公用車(9台)の維持管理経費	**商工振興課**	5,645	4,380 (4,380)	なし	単費	○	内部管理	S	現状維持
53	**商工会助成事業** 市商工会が実施する小規模事業者への経営支援活動等に対して補助金を交付	**商工振興課**	81,158	80,503 (80,503)	市規定	単費	○	サービス	S	現状維持
54	**新経済戦略推進事業** 新経済戦略推進会議及び企画委員会の開催（3回）、京丹後経済成長戦略懇話会の開催（6回、参加者延730人）	**商工振興課**	1,146	1,016 (1,016)	市規定	単費	○	内部管理	S	現状維持
55	**商工振興一般経費** 地域産業の活性化を目的に活動する団体及び産業文化祭実行委へ補助金を交付。共通事務費・旅費等。	**商工振興課**	3,173	3,610 (3,610)	なし	単費	○	サービス	S	現状維持
56	**峰山織物ｾﾝﾀｰ管理運営事業** 峰山織物センターの管理運営経費(延利用人数：13,427人)	**商工振興課**	3,569	3,489 (3,229)	市規定	単費	○	維持管理	B	現状維持
57	**指定管理施設運営事業** 大宮織物ﾎｰﾙ及び丹後商業活性化ｾﾝﾀｰ等4施設を指定管理者制度により管理運営	**商工振興課**	5,282	5,289 (2,706)	市規定	単費	○	維持管理	A	現状維持
58	**商工施設一般経費** あしぎぬ苑等、商工業の振興に資する施設の維持管理	**商工振興課**	104	1,429 (1,423)	なし	単費	○	維持管理	S	現状維持
59	**市場開拓等地域産業活性化事業［地方創生先行型交付金事業］［明許繰越］** 地域産業に関する需要創造事業、販路・新市場開拓事業、経済循環創出型大型設備投資への支援等	**商工振興課**	-	50,035 (36,035)	新規事業（平成26年度事業の全部を繰り越しして実施する事業）					
		計	432,153	615,246 (369,275)						

※ 合計金額には再掲事業を含んでいません。

※ 9と10、34と35の事務事業は、平成27年度当初予算において統合され1つの事業となっていることから、H27予算額及び今後の方向性（施策評価）欄を結合表示しています。

［参考］総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 事業の維持・発展を図り、雇用の維持・拡大に努めます。 ② 企業誘致情報を市に提供します。 ③ 子どものUターンを促進するため、必要な情報を提供します。

［参考］個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
京丹後市新経済戦略								
全事業所数	経済センサス	件	4,515	H23	4,515	H23	4,230	H28
全従業員数	経済センサス	人	23,886	H23	23,886	H23	22,000	H28
市内総生産	市町村民経済計算	-	1810億1600万円	H21	1731億1300万円	H24	1882億円	H28
工業製造品出荷額等	工業統計調査、経済センサス	-	725億3086万円	H22	554億4432万円	H25	754億円	H28
商業年間商品販売額	商業統計調査、経済センサス	-	873億2100万円	H19	584億2300万円	H24	908億円	H28
立地企業支援件数		件	8	H19-H24年度	3	H25-26	10	H25-H28年度
高校生地元就職率	市内5校調査	%	27	H24	33	H26	40	H28

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	伝統産業である織物業や基幹産業である機械金属業をはじめ、市内産業・市内事業所・商店街等の維持・再生・発展を図るとともに、京丹後市の特性を活用した未来志向型の産業・ワークスタイルを創造します。 また、新たな産業・新たな事業所の創出を図り、雇用・就業機会の開発と就業を促進し、就労人口を増加させます。

めざす目標値	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
	全従業員数（経済センサス活動　産業横断　企業集計　確報　基準）	人	22,013	H24	22,013	H24	23,000	H36
	工業製品等出荷額（工業統計調査基準）	億円	654.3	H24	554.4	H25	720	H36
	商業年間商品販売額（経済センサス活動　卸売業・小売業　卸売・小売計）	億円	584.2	H24	584.2	H24	640	H36
	年平均地元有効求人倍率	倍	0.98	H26	1.19	H26	1.2	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○平成26年度に企業立地支援制度に基づき事業所2件を指定。操業開始に伴い市民正規雇用が12人増加した。（平成27年度指定予定分を含めると、25～30人程度増加）。これにより従業員及び出荷額へのプラスの効果が生じている。 ○支援施策の実施と景況回復の相乗効果により、機械金属業では、6四半期連続して業況DI値が±0付近で推移(H27.3は＋15)。出荷額が増加している。	○産業と雇用の拡大のため、森本工業団地を含め企業立地を推進する必要がある。 ○シルク関連産業に関し、既存生産品市場の拡大は期待しにくい面があるため、新シルク産業創造事業で新たな付加価値を創出しシルク関連産業を再興する必要がある。 ○UIﾀｰﾝ促進により、上記に伴う人材不足を解消する必要がある。 ○市外ECサイト対策を行い、市内消費を増やす必要がある。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる	○	めざす目標値に掲げる指標については、工業製品等出荷額において計画作成時の数値を下回る状況となっている。 しかしながら、業種により差はあるものの、主要産業である機械金属業及び食品製造業については、新経済戦略にもとづく施策の推進により新たな工場立地・設備投資・顧客開拓等が行われ、国内の景況回復とも相まって、平成26年度から増加基調にあるところであり、その関係もあって、H26平均有効求人倍率はほぼ目標値に到達している。また商業についても、プレミアム商品券事業を制度化し府の補助事業等も活用しながら実施しているところであり一定の効果が期待できるところとなっている。
○　予定どおり進んでいる		
▲　少し遅れている		
×　大幅に遅れている		

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	新シルク産業創造事業を着実に実施することにより、既存産業振興、新産業創造創出、企業誘致を図る。	地域再生戦略交付金
	2	商業について、流入消費（観光消費等）拡大と流出消費（市外ECサイト等）抑制に向けた対策を拡充する。	観光消費拡大については、観光振興費で計上
歳出抑制（歳入確保）の考え方	1	ブランドチャレンジショップ運営事業について、民間主体による運営に切り替えていき、補助金を逓減させる。	
	2	地域資源活用ビジネス創出事業（慶応大学連携事業）を終了させる。	
	3	工業団地に関し用地ﾘｰｽ制度導入や優遇制度PR等により早期の立地を実現する	賃貸料収入の発生により、特会繰出金が減少
	4	新経済戦略推進会議での施策評価に基づき、評価の低い事業について縮小・スクラップ	

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　２）

計画項目（施策）	つくり育てる漁業・海業の振興 ＜漁業・海業＞	所管部局 農林水産環境部

行政評価の視点

１　施策方針（めざす姿）について

（１）　施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

（２）　総合計画の中で本施策の取組内容等が示されている一方で、個別計画（京丹後市海業推進事業計画）でも総合計画と別の構成で漁業・海業に関する取組内容等が記載されており、市民から見て漁業・海業の政策の体系が分かりにくい。次回の計画の見直し時には、個別計画の概要を総合計画に落とし込んだり、総合計画と個別計画の項目のつながりを分かりやすく整理したり、個別計画を総合計画の項目に準じた構成にしたりするなど、本施策の内容を市民に分かりやすく示す工夫が必要である。また、海業推進事業計画を市ホームページに掲載し、同計画の内容を市民が見ることができるようすることも必要である。

２　施策の進捗状況について

内部評価結果（予定どおり進んでいる）は、おおむね妥当であると思われる。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

また、小学生を対象とした魚料理教室の開催や一日漁師体験の取組など、前回の評価の際に指摘した内容が改善され、施策に反映されている点も評価できる。

なお、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。

（１）　体験型観光などを始めとした観光分野へ本市の魅力の一つである豊かな海、海岸、漁港の資源をより一層活用して施策展開を図るべきである。

（２）　行政の主な取組の「②　京丹後型「農商工観連携」の推進」に記載されている「水産物の地産地消を進め、漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」のうち、「漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」の部分が弱い印象を受ける。今後は、この部分にも重点を置いて、施策を展開していくべきである。

	（３） 漁業者の安定的な収入の確保には、水産物加工品の商品開発等が重要と思われるので、この分野にも重点を置いて、施策を展開していくべきである。
歳出抑制の視点	**４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）** 委員会からの抑制のアイデアとして次のとおり提案する。 （１） 行政の主な取組の「⑤　安心して漁業を営むための漁港整備」の中で、市内にいくつかある漁港を今後も維持していくためには、非常に多くの経費が必要になると思われる。漁業者数が減少している中、本市の豊かな海、海岸などの資源をより有効に活用することと合わせて、漁港の機能を高めつつ効率化を図るため、漁業・海業の数十年先の姿を見据えて、市内の漁港の機能を一定集約化するという視点を持つことも必要ではないか。 （２） 海業推進事業（Ｎｏ．２）の海業振興事業補助金について、漁業者団体のニーズを把握した上で、より効果的・効率的な制度となるよう再構築を含めた見直しを検討してはどうか。
その他	**５　その他** 今後の漁業・海業の在り方を考える際には、京丹後市の漁業・海業をどのようにしていくのかについて、数十年先までの姿をしっかりと描いた上で、その実現に向けた事業展開を図ることが重要と思われる。 そのような中では、定置網漁業や底曳網漁業などの雇用型漁業を推進するという視点も必要ではないか。また、そうしたほうが、新規漁業者の育成にもつながるのではないか。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	1	産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します
計画項目（施策）<施策分野>	3	つくり育てる漁業・海業の振興 ＜漁業・海業＞

所管部局	所管部局長の氏名
農林水産環境部	吉岡　茂昭

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	漁業振興、漁村地域の活性化を図る「海業」を振興し、担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
施策方針（めざす姿）	つくり育てる漁業の推進によって、安定的な漁獲量の確保を図るとともに、衛生管理された付加価値の高い新鮮で安全なブランド水産物の提供により、漁業経営基盤の安定化と担い手の確保をめざします。また、安全で多面的な利用が可能となる漁港やその周辺整備等により、豊かな海、海岸、漁港の魅力溢れる資源を活かして、漁村地域の活性化を図る「海業」を推進します。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
第2次京丹後市観光振興計画	第1次計画の検証と見直しを行うことにより、これらの諸課題について対応し、観光立市の実現を目指すべく第2次計画を策定。市、観光関係団体、観光事業者、市民などが観光立市の実現という共通の目標に向かって、それぞれの立場で取り組むものとして位置づけ。	平成25年6月	平成25年度～平成29年度	
京丹後市海業推進事業計画	漁業所得の向上と担い手の確保・育成を目指し、農商工観連携により事業の継続・拡大に向けた取組を推進するため策定。本市の豊かな海を生かし、農商工観連携を強めながら、漁業と併せて、遊漁、海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験などの「海業」を効果的かつ総合的に推進する。	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	平成18年度に策定した計画を見直して策定

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組↓	事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円）H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 海業推進事業計画の作成 ○ 本市の豊かな海、海岸、漁港の魅力溢れる資源を活かし、漁村地域の活性化を図る「海業」の推進を図るため、「海業推進事業計画」を作成します。										
	1 海業推進事業［再掲］［取組②にも該当］ 海業推進事業計画の策定ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ(1人)に対する謝礼等	海業水産課	1,339	1,542 (1,542)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
② 京丹後型「農商工観連携」の推進 ○ 京丹後型「農商工観連携」の推進により、水産物の地産地消を進め、漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上を図ります。										
	2 海業推進事業［取組①にも該当］ 水産ｲﾍﾞﾝﾄ・PR用ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ作成に対し補助金等を交付(3件)、小学生を対象にお魚料理教室を実施(12回、244人)	海業水産課	1,339	1,542 (1,542)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
③ 担い手の確保・育成 ○ 京都府と連携し、漁村地域の活性化及び海業の次世代人材等の育成を図ります。										
	京都府海の民学舎（H27.4～）のスタートに向けた協議等を行った（予算を伴わない事業のため、調書には非計上）									
④ 新鮮で安全な水産物の提供 ○ 消費者の魚離れに対し、魚食普及施策を推進します。 ○ ﾄﾘ貝・カキの養殖被害を防止するため、京都府と連携しながら環境調査等を支援します。 ○ 自然と調和した内水面漁業を推進します。										
	3 内水面漁業振興支援事業 野間、上宇川、京都府の各漁業協同組合が実施するｱﾕ、ｳﾅｷﾞ、ﾏｽ、ﾌﾅの種苗放流に対して補助金を交付	海業水産課	1,070	1,090 (701)	府規定	府・一部	-	サービス	A	現状維持
	4 漁業振興支援事業 京都府漁協が実施する種苗放流(ｱﾜﾋﾞ、ｻｻﾞｴ、ｸﾛﾀﾞｲ、ﾊﾏｸﾞﾘ)及びﾋﾗﾒの中間育成事業に対して補助金を交付	海業水産課	1,401	1,609 (1,609)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
	5 共同利用施設設置事業 「丹後とり貝」養殖の作業性の向上及び就労環境の改善のため洗浄施設整備に対して補助金を交付	海業水産課	316	- -	市規定	単費	○	施設整備	A	現状維持
⑤ 安心して漁業を営むための漁港整備 ○ 安全で多面的に貢献できる漁港の整備を促進するとともに、周辺整備を進めます。										
	6 漁港維持管理事業 漁港施設の維持管理(漁港標識灯修繕、漁業施設の維持管理等)	海業水産課	2,432	1,841 (1,841)	義務	単費	○	―	A	現状維持
	7 漁港整備事業 漁港用地の舗装、漁港内泊地等の浚渫工事を実施	海業水産課	10,830	15,800 (12,110)	義務	単費	○	―	A	現状維持
	8 特定地域水産物供給基盤整備事業 京都府代行事業で実施する間人漁港整備事業費の10%を負担金として支出	海業水産課	8,725	- -	市規定	単費	○	施設整備	S	終了・廃止
	9 水産基盤ｽﾄｯｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ事業 漁港施設の長寿命化とﾗｲﾌｻｲｸﾙｺｽﾄ縮減のための機能保全計画の策定、計画に基づく老朽化対策の実施	海業水産課	-	21,600 (5,407)	新規事業					
	10 袖志漁港泊地浚渫事業［再編交付金活用事業］ 袖志漁港の泊地に砂等が堆積し漁業活動に支障が生じたため泊地内の浚渫を実施	海業水産課	11,025	- -	義務	国府全額	-	―	A	終了・廃止

上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業										
11	水産業総務一般経費 海業関係業務に係る事務経費、施設等の維持管理経費、水産振興関係団体への補助金交付等	海業水産課	1,731	1,460 (1,460)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
		計	38,869	44,942 (24,670)						

[参考] 総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 水産物の衛生管理等、新鮮で安全な水産物の提供に努めます。 ② 漁業者等の所得向上につながる漁業体験事業等の受け皿をつくります。

[参考] 個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度

3. 総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	つくり育てる漁業の推進によって、安定的な漁獲量の確保を図るとともに、衛生管理された付加価値の高い新鮮で安全なブランド水産物の提供により、漁業経営基盤の安定化と担い手の確保をめざします。また、安全で多面的な利用が可能となる漁港やその周辺整備等により、豊かな海、海岸、漁港の魅力溢れる資源を活かして、漁村地域の活性化を図る「海業」を推進します。

めざす目標値	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
	漁協組合員数	人	240	H26	231	H26	240	H36
	新規就業者数	人	9	H26	14	H26	98	H36
	カニ販売額	百万円	201	H26	198	H26	221	H36
	カキ販売額	百万円	8	H26	15	H26	9	H36
	トリ貝養殖販売額	百万円	13	H26	5	H26	26	H36
	海業に係る販売額（釣筏、遊漁船、イベント等）	百万円	16	H26	21	H26	32	H36

4. 施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○つくり育てる漁業について、種苗放流事業（アワビ、サザエ、クロダイ、ハマグリ）及び中間育成（ヒラメ）事業を支援し、減少傾向にある漁獲量が一定確保できた。 ○3か所の漁港で浚渫工事等を実施し、作業環境の向上・整備を図ることができた。 ○地魚取扱店マップ・体験型観光メニューのパンフレットを作成し、観光客等へPRすることができた。 ○海業を推進するための新たな指針となる海業推進事業計画を策定した（H27.3月）。	○漁業所得を向上させるため、付加価値の高い新鮮で安全なブランド水産物が提供できる生産体制づくりが必要である。 ○老朽化や更新時期が迫る漁港施設の増加に伴い、漁港施設の機能診断や機能保全計画書を策定し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。 ○海の民学舎事業を積極的に支援し、漁業就業者の受入態勢を整える必要がある（研修生が長期実地研修できる漁業現場と定住できる住宅確保の調整等）。 ○農商工観の連携を図りながら、漁業と併せて、遊漁、海洋レクレーション、水産物加工、漁業体験などを推進する必要がある。

5. 施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理由
◎ 予定以上に進んでいる ○ 予定どおり進んでいる ▲ 少し遅れている × 大幅に遅れている	○	総合計画に掲げる取組について、漁港整備やつくり育てる漁業の取組に加え、平成26年度は、海業を推進するための新たな指針となる海業推進事業計画を策定するとともに、地魚取扱店マップ・体験型観光メニューのパンフレットの作成などの農商工観連携の取組や京都府海の民学舎のスタートに向けた準備を進めるなどの担い手の育成・確保の取組も進めることができた。 また、めざす目標値の進捗状況では、水産物の販売額等については、自然条件に大きく左右されるため判断しづらいが、就業者については、漁業に携わる新規就業者が増加傾向にある。 以上のことから、予定どおり進んでいると判断する。

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	水産物の高付加価値化のため、衛生管理型の市場機能を備えた荷捌き所の整備を推進	
	2	水産物の高付加価値化と販路拡大のため、急速冷凍装置等を活用した新たな水産物等の加工を推進	再編交付金事業
	3	漁港施設の機能保全計画に基づき、効率的な機能保全工事等を実施	水産基盤ストックマネジメント事業
	4	海の体験型観光との連携を深め、水産イベントや漁業関係者の団体による海業の取組（海業振興事業）を推進	
歳出抑制（歳入確保）の考え方			

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　３）

計画項目（施策）	美しい自然環境の次代への継承 ＜自然環境＞	所管部局 農林水産環境部 市民部、建設部

行政評価の視点

１　施策方針（めざす姿）について

（１）　施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

（２）　めざす目標値について、久美浜湾の水質浄化の指標が主な指標となっており、施策の進捗状況が評価しづらいため、次回の計画見直し時には、別の指標も設定すべきである。

２　施策の進捗状況について

施策全体としては、予定どおり進んでいると思われるが、施策の進捗状況を測る指標である久美浜湾の水質浄化の指標などから判断すると、内部評価結果と同様に「少し遅れている」と評価する。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、次の点を踏まえ、施策展開を図るべきである。

（１）　海岸漂着物回収処理事業（Ｎｏ．１０）における海岸漂着物の回収について、回収しても毎年多くの漂着物が発生している現状からは、漂着物の発生原因を把握し、その原因の解決に向けた対策や取組を進めるよう、引き続き国や京都府に要請していくべきである。

（２）　久美浜湾の水質浄化に関する数値が改善しない原因をしっかり調査・研究した上で、久美浜湾の水質改善に向け、取組をより一層進めるべきである。

歳出抑制の視点

４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）

委員会からの抑制のアイデアとして次のとおり提案する。

（１）　環境保全活動事業（Ｎｏ．２）のはだしのコンサート補助金について、より効果的・効率的かつ充実した活動につながるよう、補助金制度の見直しを検討してはどうか。

歳出抑制の視点	（２） 市の単独事業であるコウノトリもすめるさとづくり支援事業（Ｎｏ．１６）のコウノトリと共生するさとづくり事業補助金（水田ビオトープの推進）について、農業者が地域や学校と協力しながら取組を進めるなど、将来的に自立又は自主性の高い取組につながるよう制度の見直しを検討してはどうか。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	3	次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります
計画項目（施策）<施策分野>	6	美しい自然環境の次代への継承 ＜自然環境＞

所管部局	所管部局長の氏名
市民部	石嶋　政博
農林水産環境部	吉岡　茂昭
建設部	中西　和義

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	本市の豊かで美しい自然環境を次代に継承していくため、貴重な生態系や動植物を保護するための体制を整備するとともに、美しい砂浜に代表される風光明媚な海岸線の保全に努めます。また、地球温暖化防止に向けた対策を推進します。
施策方針（めざす姿）	過去より受け継がれてきた美しい自然環境及び公益機能をもつ農山村環境の未来への継承、美しい海岸の保持と良好な景観の維持のため、環境保全の多様な取り組みを推進します。地球温暖化防止活動の推進による持続可能で豊かな地域社会の創造に努めます。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理事業を行う際の基本的な考え方や施策目標、及び目標を達成するための主要施策・方針を定めたもの	平成19年3月	平成18年度～平成32年度	中間目標年度：平成22年度 平成26年度見直し
第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理に関する基本的な考え方や方向性を示し、目標と目標を達成するための主要な施策を定めたもの	平成27年3月	平成27年度～平成41年度	平成31年度を中間目標年次に設定
第2次京丹後市合理化事業計画	下水道の普及により大きな影響を受けると予測される一般廃棄物処理業務等に関し、当該業務に携わる業者への経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的に策定するもの	平成23年12月	平成24年度～平成28年度	
京丹後市生物多様性を育む農業推進計画	豊かな自然・農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう、「生物多様性を育む農業」を推進し、持続可能な農業の発展を目指すために策定したもの	平成23年6月	平成23年度～平成28年度	
京丹後市農村環境計画	市内で行われる農業農村整備事業における環境への配慮の基本的な考え方や整備方針を定めたもの	平成19年3月	計画期間の定めなし	
京丹後市環境基本計画	本市の環境に関する状況や市民・事業者等の環境に対する意見等を把握したうえで、本市の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指した将来の目標を定めるとともに、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に策定	平成22年2月	平成21年度～平成30年度	重点プロジェクトの期間は、平成25年度まで
京丹後市水洗化計画	効率的な事業の推進と公共用水域の水質保全、更には生活環境の改善を目的として平成18年9月に策定した「市水洗化計画」について、人口の減少、財政状況、国が定める経済比較に使用する費用関数と耐用年数の見直し、住民の意向を考慮した処理区の設定、水洗化普及率の早期向上等を踏まえ、新たな計画を策定した。	平成22年3月	平成22年度～平成32年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組↓ 事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円） H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 自然環境保全、地球温暖化防止についての情報発信、意識啓発 ○ スポーツごみ拾い大会の実施のほか、地域や団体による日常的なクリーン活動を支援します。 ○ 環境学習・環境教育をより一層推進し、環境保全団体の育成・支援を行います。 ○ 地球温暖化防止に向けた活動に取り組み、関連情報を積極的に発信します。									
1 海岸漂着物発生抑制事業 市立丹後中学校1年生(41人)の総合的学習の一環としてｽﾎﾟｰﾂGOMI拾い大会を実施	市民課	257	283 (29)	国規定	国府全額	-	維持管理	A	現状維持
2 環境保全活動事業 環境保護団体活動への補助金交付(1件)、はだしのｺﾝｻｰﾄ開催に対して補助金交付	環境バイオマス推進課	687	908 (908)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
3 環境首都創造自治体全国ﾌｫｰﾗﾑ開催事業 環境首都創造ﾈｯﾄﾜｰｸが開催する全国ﾌｫｰﾗﾑを市政10周年記念として本市で開催	環境バイオマス推進課	1,095	- -	なし	単費	○	サービス	B	終了・廃止
4 環境基本計画推進事業【取組③にも該当】 環境基本計画推進委員会の開催(本委員会:委員16人×3回、小委員会:委員6人×2回)	環境バイオマス推進課	234	220 (220)	なし	単費	○	内部管理	A	現状維持
5 環境保全意識啓発事業 水質・水生生物調査(参加者79人)・内山ﾌﾞﾅ林観察会(2回、参加者24人)の実施	環境バイオマス推進課	43	222 (222)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持

② 温室効果ガス削減施策の実施

○ 省エネルギー設備、再生可能エネルギー導入促進、ごみの発生抑制や分別ﾘサイクル等による焼却処理ごみの削減取り組みなど、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な施策を実施します。

6	**省ｴﾈ･ｸﾞﾘｰﾝ化推進事業** LED防犯灯等のﾘｰｽ料の支払い（防犯灯1,697基、道路灯147基）	環境バイオマス推進課	5,154	5,154 (5,154)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
7	**避難施設緊急時電力確保促進事業［明許繰越］［再掲］［施策7[新ｴﾈﾙｷﾞｰ]にも該当］** 避難所に指定されている学校施設(3校)に太陽光発電設備と蓄電池等を設置	環境バイオマス推進課	65,760	- -	なし	国府全額	-	施設整備	A	終了･廃止
8	**避難施設緊急時電力確保促進事業［再掲］［施策7[新ｴﾈﾙｷﾞｰ]にも該当］** 避難所に指定されている学校施設(3校)に太陽光発電設備と蓄電池等を設置	環境バイオマス推進課	27,446	- -	なし	国府全額	-	施設整備	A	終了･廃止

③ 水環境･自然環境の保全

○ 下水道の普及促進などにより、河川･湖沼･海の水質改善に努めます。
○ 森林整備事業などにより、里山の保全に努めます。
○ 行政、市民、地域団体等の役割を明確にした上で、海岸漂着物対策を持続的に実施できる体制を確立するとともに、国の支援が恒久的な施策となるよう要望します。
○海岸漂着物の発生抑止のため、ゴミの発生抑制や不法投棄防止に取り組みます。

9	**堀川浄化施設維持管理事業** 生活排水処理施設「堀川浄化槽施設」(久美浜町)の維持管理	市民課	1,499	1,420 (1,420)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
10	**海岸漂着物回収処理事業** 市内の海岸清掃と海岸漂着物等の回収･処理を実施	市民課	13,476	13,808 (1,381)	国規定	国･一部	含む	維持管理	A	現状維持
11	**公害対策事業** 野焼きや騒音･振動･悪臭等の苦情等に対し、府、自治会等と連携して解決に向けた対応を実施	市民課	975	1,283 (1,283)	府規定	単費	○	サービス	S	現状維持
12	**不法投棄対策事業［再掲］［施策8[ごみ･廃棄物]にも該当］** 不法投棄防止ﾈｯﾄ及び啓発看板の設置、不法投棄された廃棄物の回収(20件)を実施	市民課	252	368 (368)	国規定	単費	○	サービス	S	現状維持
13	**環境基本計画推進事業［再掲］［取組①にも該当］** 環境基本計画推進委員会の開催(本委員会:委員16人×3回、小委員会:委員6人×2回)	環境バイオマス推進課	234	220 (220)	なし	単費	○	内部管理	A	現状維持
14	**河川環境整備事業** 河川区域内の草刈等の委託(府管理171か所、市管理23か所)	管理課	49,903	49,899 (897)	なし	府･一部	含む	維持管理	A	現状維持
15	**港湾総務一般経費** 久美浜港の清掃及び十楽埋立地の管理(草刈)を自治会等に委託して実地	管理課	1,209	1,259 (359)	なし	国･一部	含む	維持管理	A	現状維持

④ 環境と産業との連携

○ 生物多様性を育む環境保全型農業を推進します。
○ バイオマス由来製品やﾘサイクル製品の製造など、環境にやさしい産業を育成します。

16	**ｺｳﾉﾄﾘもすめるさとづくり支援事業** 遊休水田を利用した水田ﾋﾞｵﾄｰﾌﾟの設置管理への取組に対し補助金を交付(9件)	農政課	791	1,627 (1,627)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
17	**環境保全型農業直接支払交付金事業** 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、補助金を交付(57件)	農政課	3,342	9,962 (2,418)	国規定	国･一部	含む	サービス	A	現状維持

上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業

18	**防疫対策事業** 害虫駆除に係る蜂駆除用防護服の市民への貸出し	市民課	152	191 (191)	国規定	単費	○	サービス	A	現状維持
19	**狂犬病予防･動物管理事業** 狂犬病の予防接種･動物管理におけるﾏﾅｰ等の啓発(登録2,517頭、予防接種1,964頭)	市民課	742	727 -	義務	府･一部	含む	―	A	現状維持
20	**環境衛生一般経費** 環境衛生事業の推進に必要な経費、関連団体への負担金等	環境バイオマス推進課	1,224	1,387 (1,387)	なし	単費	○	内部管理	B	現状維持
21	**河川総務一般経費** 河川管理事業に係る関係団体加入負担金	管理課	161	155 (155)	なし	単費	○	内部管理	A	現状維持
22	**ｱﾒﾆﾃｨｰ久美浜管理事業** ｱﾒﾆﾃｨｰ久美浜公園の維持管理の委託(園内清掃、除草、ﾄｲﾚ清掃)	管理課	2,061	2,287 (689)	市規定	府･一部	含む	維持管理	A	現状維持
		計	83,005	90,792 (18,340)						

※ 合計金額には再掲事業を含んでいません。

[参考] 総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 下水道への接続などにより、生活排水の河川流出の削減に努めます。 ② 清掃活動やクリーン作戦等環境美化活動への参加及び不法投棄の防止に努めます。 ③ 海岸漂着物を市全域の共通の課題として認識し、河川内の除草等適正な管理に努めます。 ④ 公共交通の利用や省エネなどによる地球温暖化防止行動を実践します。 ⑤ 地域の環境保全と資源活用に主体的に取り組みます。

[参考] 個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
京丹後市環境基本計画								
自然環境調査回数（市が実施するもの）	豊かな自然を守り共生していくまち	回	0	H20	0	H26	2	H30
自然観察会開催回数（市が主催、共催、後援するもの）		回	2	H20	2	H26	5	H30
環境体験学習会開催回数（市が主催、共催、後援するもの）		回	1	H20	2	H26	5	H30
間伐施行面積（年間）		ha	31.0	H20	0.0	H25	40.0	H30
放置竹林伐採面積（H16以降の放置竹林拡大防止事業面積）		ha	23.8	H20	45.7	H25	55.0	H30
生活排水処理率	環境に負荷を与えない暮らしをするまち	%	34.0	H20	50.5	H26	76.3	H30
久美浜湾のCOD濃度		mg/l	3.2	H19	3.9	H25	2mg/l以下	H30
久美浜湾の全窒素濃度		mg/l	0.45	H19	0.3	H25	0.3mg/l以下	H30
京丹後市美しいふるさとづくり条例による重点区域数		か所	4	H20	4	H26	10	H30
京丹後市一斉クリーン作戦の実施		回	0	H20	2	H26	2	H30
エコファーマー認定数	豊かな財産を環境に生かすまち	件	94	H20	126	H26	147	H30
KES導入企業数		事業所	28	H20	26	H26	40	H30
エコ京都21認定数（地球温暖化防止部門）	低炭素社会に挑戦するまち	事業所	1	H20	1	H26	3	H30
路線バス利用者数		万人	30.3	H20	36.9	H26	32	H30
温室効果ガス排出量		t-CO2	27,278	H16	33,036	H25	29,223	H30
まちづくり出前講座（環境関連）開催数	楽しく学び ともに環境を育むまち	回	2	H20	4	H26	25	H30
環境保全リーダー認定数（市が認定する人数）		人	0	H20	0	H26	10	H30
こどもエコクラブ数		団体	1	H20	1	H26	3	H30
第2次京丹後市合理化事業計画								
一般廃棄物処理業務等の有するし尿等の処理に係る車両	し尿等処理の適正化に向けて業者に対する転換業務等の可能な支援措置を講じる	台	35	H22	31	H26	28	H28

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	過去より受け継がれてきた美しい自然環境及び公益機能をもつ農山村環境の未来への継承、美しい海岸の保持と良好な景観の維持のため、環境保全の多様な取り組みを推進します。地球温暖化防止活動の推進による持続可能で豊かな地域社会の創造に努めます。

	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
めざす目標値	生活排水処理率	%	49.2	H25	50.5	H26	76.0	H36
	久美浜湾のＣＯＤ濃度	mg/ℓ	3.2	H24	3.8	H25	2.0以下	H36
	久美浜湾の全窒素濃度	mg/ℓ	0.32	H24	0.30	H25	0.2以下	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○市地域防災計画により指定避難所となっている学校3か所に太陽光発電及び蓄電池等施設整備を行うことで、災害の発生時における避難所機能の拡充と、環境への負荷の少ない地域づくりを進めることができた。 ○海岸漂着物の回収や河川の草刈りなど地区委託により実施し、景観保護と環境保全を行うことができた（海岸漂着物の回収［海岸清掃］:市内26海岸で実施、河川の草刈りの実施:194か所）。 ○環境保全型農業を支援することにより、化学肥料・化学合成農薬を低減して生物多様性保全につながる農業の推進と環境保全の意識の向上を図ることができた（【補助金交付実績】コウノトリもすめるさとづくり支援事業:交付9件［8件］、取組面積472a［468a］、環境保全型農業直接支払交付金事業:交付57件［58件］、取組面積7,749a［6,856a］）。※［ ］内の数値は、平成25年度実績。	○コウノトリもすめるさとづくり支援事業について、取組団体が固定化する傾向にある。また、環境保全型農業直接支払交付金については、平成27年度から補助対象者を個人から2戸以上の農業組織等としたことから、取組の推進のため、広報等による制度の周知が必要である。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる ○　予定どおり進んでいる ▲　少し遅れている ×　大幅に遅れている	▲	環境保全型農業の取組について、取組件数は横ばいで、取組面積は増加している。 久美浜湾の水質濃度は、ここ近年は、めざす目標値に掲げる指標が実績値より低い状況にある。 上記のことから、やや遅れていると判断する。

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	環境に配慮した生物多様性を育む農業を推進するため、積極的に広報等を行い、取組面積を拡大する。	
	2	環境基本計画に基づく、具体的施策の推進（自然環境保全や地球温暖化防止の情報発信･意識啓発、再生可能エネルギーの導入促進、下水道の普及促進）。	
歳出抑制（歳入確保）の考え方			

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　４）

計画項目（施策）	大長寿を享受できる健康づくりの推進 ＜健康＞	所管部局 健康長寿福祉部

行政評価の視点

１　施策目的について

施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

２　施策の進捗状況について

内部評価結果（予定どおり進んでいる）は、おおむね妥当であると思われる。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。

（１）　健康づくり推進員活動事業（Ｎｏ．４）について、健康づくり推進員がいない行政区がある中、推進員を推薦する区の理解を深めるなど、推進員の増加に努めていくべきである。

（２）　自殺予防対策の取組として、市民の自殺者を減らすことに注力していることは評価できる。他方で、市外に住所のある人の市内での自殺を防止するということも大切な視点の一つと思われる。

歳出抑制の視点

４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）

所管部局の歳出抑制の考え方は、おおむね妥当であり、評価できる。

なお、更なる抑制のアイデアとして次のとおり提案する。

○　食育推進事業（Ｎｏ．２）のうち「京丹後百寿人生のレシピ」の増刷費用について、インターネット印刷（インターネットを利用して印刷サービスを注文する方法）と比較して、やや経費が掛かっている印象を受ける。この事業に限定せず、印刷業務を外注する際には、市内企業のコストカットの努力につながるよう、引き続き、競争性の確保に留意した発注に努めていくことが重要である。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	4	生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します
計画項目（施策）<施策分野>	10	大長寿を享受できる健康づくりの推進<健康>

所管部局	所管部局長の氏名
健康長寿福祉部	岸本　繁之

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	市民が生涯にわたり、百歳になっても健康で元気な生活を送れるよう「健康大長寿」をめざした取り組みを推進します。 また、「自殺者ゼロ」をめざし、一人ひとりの命を大切にする、誰一人として置き去りにしないまちづくりを進めます。
施策方針（めざす姿）	健康づくり意識の向上と一次予防の充実により、市民一人ひとりが望ましい生活習慣の実践と健康づくり活動に取り組むことにより、生涯にわたり現役生活を実践し、健康長寿を享受できるまちづくりをめざします。 また、社会全体で支えるこころの健康づくりを推進し、自殺者ゼロをめざします。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市健康増進計画	市民・関係団体・行政が一体となって、健康づくりに取り組むため策定 ※　計画の中間年にあたる平成23 年度に、目標の達成状況の中間評価と見直しを実施。	平成19年3月	平成19年度～平成28年度	平成24年3月（中間評価・見直し）
京丹後市食育推進基本方針	本市の食育の方向性や取組を体系化した、より総合的な食育の推進を図るため、策定。	平成26年3月	平成26年度～平成28年度	
京丹後市自殺のないまちづくり行動計画	自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方向を定め、『誰一人置き去りにしない、いのちが一番大切にされる、生き心地の良い「いのちを護まもる」まちづくり』を実現し、自殺ゼロを目指した取組を強力に進めるため、自殺対策基本法第4条に基づき策定。	平成26年3月	平成26年度～平成30年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組↓	事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円）H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 健康づくり意識の向上 ○ 市全体で健康づくりを推進する機運の醸成に努めます。 ○ 各種健診、教室、相談等の機会を利用し、生活習慣病予防を啓発します。 ○ 健康づくりを推進するリーダー等の育成と活動支援に努めます。 ○ 京都府、企業、医療機関、教育、国民健康保険等との連携した健康づくり体制を構築します。 ○ 家庭や地域における食育の推進に努めます。										
1	地域健康づくり推進事業 食生活改善推進員による市民の健康づくりを推進(研修会延7回、地域伝達講習会15回)、養成講座	健康推進課	281	242 (153)	国規定	単費	○	サービス	A	現状維持
2	食育推進事業 食育基本方針に基づき、食育を推進するための啓発活動や関係機関等とのﾈｯﾄﾜｰｸを設置	健康推進課	1,228	691 (347)	国規定	府・一部	-	サービス	A	現状維持
3	健康楽歩里ﾎﾟｲﾝﾄ事業 ｳｫｰｷﾝｸﾞや健康目標の達成等に対しﾎﾟｲﾝﾄを付与し、ﾎﾟｲﾝﾄｶｰﾄﾞに記録(ｶｰﾄﾞ提出者250人)	健康推進課	795	708 (708)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
4	健康づくり推進員活動事業 健康づくり推進員の育成研修会の開催、京丹後ｼﾞｵ健康ｳｫｰｷﾝｸﾞの実施、サザエさん体操の普及	健康推進課	1,104	1,342 (143)	市規定	府・一部	-	サービス	A	現状維持
5	在宅健康管理ｼｽﾃﾑ事業 携帯端末機器と自動血圧計を活用して、在宅の市民に保健師が健康指導を実施(利用者数:延142人)	健康推進課	2,894	2,854 (2,854)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
6	健康増進計画・食育推進計画策定事業 健康増進計画・食育推進計画の策定に向けた市民アンケート調査の実施経費	健康推進課	-	1,181 (1,181)	新規事業					
7	健康管理支援事業［再編交付金活用事業］ 超音波骨密度測定装置(1台)の購入経費	健康推進課	-	1,000 (100)	新規事業					
② 保健事業の充実 ○ 市民一人ひとりが、主体的に生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療ができるよう、健康診査の受診を促進します。 ○ 市民それぞれの日常生活に合った健康づくりを実践できるよう、健康教室・相談や保健指導等の場で生活改善指導を行います。										
8	保健ｾﾝﾀｰ管理運営事業 保健センター（大宮、網野町）の維持管理経費	健康推進課	1,224	919 (919)	市規定	単費	○	維持管理	A	現状維持
9	施設管理費［再掲］［施策11[医療・保険]にも該当］ 総合保健施設「弥栄保健福祉ｾﾝﾀｰ(ふれあい)」の維持管理経費	健康推進課	2,563	- -	市規定	単費	○	維持管理	B	終了・廃止
10	保健衛生総務一般経費 各種保健事業を円滑に実施するために必要な経費(臨時職員賃金、研修旅費、各種負担金)	健康推進課	7,108	2,707 (2,654)	なし	国・一部	含む	内部管理	A	現状維持
11	健康相談・指導事業 総合健診結果報告会を開催(延50会場、3,536人参加)し、健康相談・保健指導・栄養指導を実施	健康推進課	1,893	2,163 (1,688)	国規定	府・一部	-	サービス	A	現状維持

12	**総合検診事業**	**健康推進課**	93,211	105,621 (79,261)	国規定	国・一部	-	サービス	A	現状維持
	健康診査と各種がん検診などを同時に受ける総合検診を実施(49日間・27会場)									
13	**機能訓練事業**	**健康推進課**	63	104 (104)	国規定	単費	○	サービス	B	現状維持
	疾病等による心身機能低下者に対し、機能回復、介護予防に必要な訓練、知識の提供(6回)									
14	**高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業【再編交付金活用事業】**	**健康推進課**	16,381	- -	国規定	国・一部	-	サービス	A	現状維持
	高齢者に対して肺炎球菌ﾜｸﾁﾝの予防接種を実施(接種者数2,283人、接種率51.6%)									

③ 自殺予防対策の充実

○ こころの健康を維持するための相談体制の充実や専門機関との連携を強化します。
○ 自殺未遂者及び自死遺族の支援を進めます。

15	**自殺予防対策事業**	**健康推進課**	2,224	3,204 (964)	国規定	国府一部	-	サービス	A	現状維持
	京丹後市自殺ｾﾞﾛ実現推進協議会との連携の下、自殺予防対策を実施(無料相談電話、自殺予防街頭啓発等)									
		計	128,406	122,736 (91,076)						

※ 合計金額には再掲事業を含んでいません。

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 自ら健康管理を行い、健康な生活習慣を実践します。 ② 家族ぐるみ、地域ぐるみで健康づくりを積極的に推進します。

【参考】個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
京丹後市健康増進計画								
小学校児童の肥満児の割合【重点項目】	男子	%	3.4	H17	4.6	H22	3.4%以下	H28
	女子	%	7.3	H17	3.2	H22	3.2%以下	H28
20歳代女性のやせの割合【重点項目】		%	20.3	H17	12.5	H22	12.5%以下	H28
肥満の割合【重点項目】	20～60歳代男性	%	21.5	H17	19.4	H22	15.0%以下	H28
	40～60歳代女性	%	17.9	H17	9.7	H22	9.7%以下	H28
自分の適性体重を認識し、体重コントロールを実践する人の割合	20歳以上男性	%	48.9	H17	56.9	H22	90.0%以上	H28
	20歳以上女性	%	44.6	H17	55.9	H22	90.0%以上	H28
自分の適性体重を維持することのできる食事量を理解している人の割合	成人男性	%	24.4	H17	23.7	H22	60.0%以上	H28
	成人女性	%	32.1	H17	30.5	H22	70.0%以上	H28
脂肪エネルギー比率	20～40歳代	%	―	H17	―	H22	20.0～25.0%以上	H28
食塩摂取量	成人	g	―	H17	―	H22	10g未満	H28
魚介類を週3回以上摂取する人の割合		%	39.0	H17	38.4	H22	39.0%以上	H28
野菜を毎食摂取する人の割合【重点項目】		%	23.8	H17	24.6	H22	23.8%以上	H28
朝食を欠食する人の割合	中学生	%	4.7	H17	0.8	H22	0.0	H28
	20歳代男性	%	18.9	H17	24.2	H22	18.9%以下	H28
	30歳代男性	%	22.9	H17	10.6	H22	10.6%以下	H28
外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人の割合	成人	%	48.1	H17	49.9	H22	49.9%以上	H28
自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の割合	成人男性	%	63.2	H17	61.3	H22	80.0%以上	H28
	成人女性	%	72.0	H17	72.4	H22	80.0%以上	H28
むし歯のない幼児の割合	3歳【重点項目】	%	60.2	H17	78.9	H26	71.9%以上	H28
	1歳半	%	94.5	H17	97.9	H26	100.0	H28
間食時間を決めている幼児の割合	3歳	%	69.8	H17	61.9	H26	69.8%以上	H28
1人平均むし歯数	12歳	本	1.75	H17	1.22	H25	1本以下	H28
20本以上の自分の歯を有する人の割合	80歳（75～84歳）	%	25.1	H17	34.2	H22	34.2%以上	H28
24本以上の自分の歯を有する人の割合	60歳（55～64歳）	%	49.4	H17	52.3	H22	52.3%以上	H28
歯間部清掃用器具の使用者の割合	40歳（35～44歳）	%	24.2	H17	34.3	H22	50.0%以上	H28
	50歳（45～54歳）	%	20.5	H17	41	H22	50.0%以上	H28
過去1年間に定期的な歯科検診を受けた人の割合【重点項目】	60歳（55～64歳）	%	8.7	H17	14.7	H22	30.0%以上	H28
意識的に運動を心がけている人の割合	男性	%	63.6	H17	69.8	H22	70.0%以上	H28
	女性	%	66.8	H17	71.8	H22	71.8%以上	H28
日常生活における歩数	男性	歩	5,986	H17	5,759歩	H22	9,000歩以上	H28
	女性	歩	5,362	H17	5,781歩	H22	8,400歩以上	H28
	男性（70歳以上）	歩	5,479	H17	5,447歩	H22	6,800歩以上	H28
	女性（70歳以上）	歩	4,143	H17	4,921歩	H22	5,500歩以上	H28
運動習慣者の割合【重点項目】	男性	%	27.6	H17	31.5	H22	50.0%以上	H28
	女性	%	27.9	H17	30.5	H22	50.0%以上	H28
何らかの地域活動を実施している人の割合	男性（60歳以上）	%	28.5	H17	30.8	H22	50.0%以上	H28
	女性（60歳以上）	%	25.7	H17	37.3	H22	50.0%以上	H28

ストレス（不満や悩み、苦労など）を感じた人の割合		%	61.7	H17	64.8	H22	61.7%以下	H28
睡眠による休養を十分にとれていない人の割合		%	39.9	H17	43.8	H22	10.0%以下	H28
寝るために飲酒をする人の割合		%	9.2	H17	9.8	H22	9.2%以下	H28
自殺者数		人	15	H16	13	H26	0	H28
自殺ゼロ対策やうつ予防を推進していることを認知している人の割合【重点項目】	知っている、聞いたことがある人の割合	%	44.0	H23	44.0	H22	44.0%以上	H28
喫煙している人の割合【重点項目】	未成年者	%	－	H17	－	H22	0.0	H28
	全体	%	20.5	H17	13.5	H22	13.5%以下	H28
	男性	%	38.1	H17	26.8	H22	26.8%以下	H28
	女性	%	6.3	H17	2.8	H22	2.8%以下	H28
喫煙が及ぼす健康影響を知っている人の割合	肺がん	%	79.2	H17	87.2	H22	100.0	H28
	喘息	%	39.5	H17	47.0	H22	100.0	H28
	気管支炎	%	51.7	H17	61.0	H22	100.0	H28
	心臓病	%	39.4	H17	42.9	H22	100.0	H28
	脳卒中	%	37.2	H17	42.9	H22	100.0	H28
	胃潰瘍	%	20.4	H17	22.0	H22	100.0	H28
	妊娠に関連した異常	%	57.1	H17	63.2	H22	100.0	H28
	歯周病	%	18.3	H17	22.6	H22	100.0	H28
分煙を実施している割合	公共の場	%	－	H17	100	H22	100.0	H28
	職場	%	－	H17	100	H22	100.0	H28
未成年者の飲酒割合		%	－	H17	－	H22	0.0	H28
多量(3合以上)に飲酒する人の割合	男性	%	7.7	H17	6.8	H22	3.4%以下	H28
	女性	%	0.5	H17	0.7	H22	0.2%以下	H28
「節度ある適度な飲酒」について知っている人の割合【重点項目】	男性	%	59.3	H17	55.5	H22	100.0	H28
	女性	%	44.7	H17	36.7	H22	100.0	H28
健康診査の受診率	健康診査（20～39歳）	%	35.4	H17	48.3	H26	100.0	H28
	特定健康診査（40～74歳）、健康診査（75歳以上）	%	38.8	H17	34.1	H26	100.0	H28
高血糖者の割合	健康診査・特定健康診査受診者の中の要指導・要医療者割合	%	32.7	H17	49.4	H26	27.9%以下	H28
血圧高値異常者の割合		%	61.2	H17	27.0	H26	43.4%以下	H28
脂質異常者の割合		%	47.5	H17	59.2	H26	44.9%以下	H28
肥満者の割合		%	18.7	H17	19.0	H26	19.0%以下	H28
うす味を心がける人の割合【重点項目】		%	48.8	H23	48.8	H22	48.8%以上	H28
油をとり過ぎないよう心がけている人の割合【重点項目】		%	55.7	H22	55.7	H22	55.7%以上	H28
胃がん検診の受診率【重点項目】	40歳以上	%	13.3	H17	23.5	H26	100.0	H28
肺がん検診の受診率【重点項目】		%	22.5	H17	42.6	H26	100.0	H28
乳がん検診の受診率【重点項目】		%	16.7	H17	48.2	H26	100.0	H28
子宮がん検診の受診率【重点項目】	20歳以上	%	26.6	H17	44.7	H26	100.0	H28
大腸がん検診の受診率【重点項目】	40歳以上	%	17.7	H17	41.3	H26	100.0	H28
肝炎ウィルス検査の受診率【重点項目】		%	3.5	H22	2.9	H26	100.0	H28
壮年期のがん死亡率(人口10万対)【重点項目】	30～64歳	人	56.9	H22	64.8	H25	56.9人以下	H28
ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑを認知している人の割合【重点項目】		%	68.8	H22	68.8	H22	80%以上	H28
ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑ該当者と予備軍の割合【重点項目】		%	21.2	H22	23.5	H22	15.9	H28
特定保健指導実施率【重点項目】	法定報告分	%	13.0	H22	13.0	H22	60	H28
京丹後市自殺のないまちづくり行動計画								
自殺者数	H30年度までに自殺者数ゼロを実現	%	19	H22	13	H26	0	H30

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	健康づくり意識の向上と一次予防の充実により、市民一人ひとりが望ましい生活習慣の実践と健康づくり活動に取り組むことにより、生涯にわたり現役生活を実践し、健康長寿を享受できるまちづくりをめざします。 また、社会全体で支えるこころの健康づくりを推進し、自殺者ゼロをめざします。

	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
めざす目標値	肥満者の割合	%	17.1	H22	17.1	H22	15	H36
	一日の歩数（男性）	歩	5,759	H22	5,759	H22	9,000	H36
	一日の歩数（女性）	歩	5,781	H22	5,781	H22	8,400	H36
	女性特有のがん検診受診率（乳がん）	%	47.3	H25	48.2%	H26	50	H36
	女性特有のがん検診受診率（子宮がん）	%	43.5	H25	44.7%	H26	50	H36
	自殺者数	人	14	H25	13	H26	0	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○市内16団体で構成する食育推進ネットワーク会議や庁内食育推進会議の開催など、関係者が連携して食育を推進する体制を構築することができた。 ○個別通知や健康づくり推進員による声掛けなどによる受診勧奨に取り組んだ結果、総合検診における女性特有のがん検診の受診率が向上した（乳がん検診：48.2%［1%増加］、子宮がん検診：44.7%［1.2%増加］）。 ○総合検診の結果報告会について、平成26年度から個別指導を中心とした方法に変更した結果、個別指導を受けた人が前年度比で1,070人（約20%）増加した。結果報告会で3,536人に健康的な生活習慣の実践に向けて個別に応じた保健指導等を行い、生活改善を行う意識向上につなげることができた。 ○健康づくり推進員による市民への健康づくりの普及啓発（地区でのウォーキング教室の実施、サザエさん体操の普及、検診受診の声掛け等）や在宅健康管理システム事業による血圧管理の実践に加え、平成26年度から健康楽歩里ポイント事業を導入し、453人が健康づくりへのチャレンジする等、市民自らが健康づくりに積極的に取り組むよう支援することで、健康増進を図ることができた。 ○自殺対策について、自殺者ゼロを目指し、自殺のないまちづくり行動計画に基づいた取組（普及啓発事業、ゲートキーパー養成研修、寄り添い支援総合サポートセンターによる相談受付・支援等）を行い、自殺者はピーク時の半数以下となった。市民みんなでゲートキーパー研修について、目標である1,000人の養成を行い、地域での自殺予防に関心を持ち取り組む市民を増やすことができた。	○食育推進ネットワーク会議の開催や食育啓発イベントの実施などにより、関係課及び関係団体との連携を充実し、総合的な食育の推進を図る必要がある。 ○胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺、肝炎ウィルス、腹部超音波の検診受診率が減少していることから、受診率の向上を図っていく必要がある。 ○検診結果から見ると、高血糖や高血圧の有所見（検査値の異常）が多く、一次予防のほか、重症化予防の取組にも注力が必要である。 ○がん検診後の精密検査受診率が全国平均と比べて低いことから、受診率の改善が必要である。 ○地区によって健康づくり推進員及び食生活改善推進員の活動に差があるため、両推進員の認知度を高めるとともに、活動を促進できるよう、活動につながる具体的な研修や支援が必要である。 ○自殺対策については、普及啓発、相談支援体制の構築、うつ病予防、ゲートキーパーなどの人材育成など各種の対策を充実してきたが、自殺未遂者支援・自死遺族支援については、取組を開始したところである。自殺者の40%に過去の自殺未遂歴があるといわれていることから、今後は関係機関とより連携を密にして自殺未遂者支援・自死遺族支援を推進することが必要である。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる ○　予定どおり進んでいる ▲　少し遅れている ×　大幅に遅れている	○	めざす目標値の実績値が向上しており、個別計画に掲げる実績値についてもおおむね向上している。 また、健康づくり推進員や食生活改善推進員などの健康づくりのリーダーによる普及啓発の充実や健康楽歩里ポイント事業や在宅健康管理システムを活用した市民の主体的な健康管理意識の向上の取組など、各種健康づくりの取組についても、一定の成果を挙げていることから、「予定どおり進んでいる」と評価する。

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	総合検診の受診率の向上を図る（保健指導や広報を通じた周知の徹底、節目年齢者や未受診者に対する個別通知の検討）。	
	2	平成27年度から、実施予定の医療機関と連携した生活習慣病重症化予防事業を推進し、糖尿病、高血圧、慢性腎臓病の予防に力を入れる。	平成26年度から開催している医療機関との「健康づくり事業についての意見交換会」を継続し連携しながら事業を推進する。
	3	自殺のないまちづくり行動計画に基づき、自殺未遂者支援、自死遺族者支援等について、警察・病院・消防・保健所と連携協定を締結し、体制の充実を図ることで自殺を予防する。	
	4	地域での普及活動に効果的につなげていくため、健康づくり推進員に対しては、検診受診率向上・歩く健康づくり・体操の普及について、食生活改善推進員に対しては食育の観点から生活習慣病予防について、重点的に育成支援を行う。	
	5	健康増進計画・食育推進計画（平成28年度策定予定）に基づき、関係課や関係団体で構成する食育ネットワークにおいて情報交換や連携を図り、総合的な食育を推進する。	
歳出抑制（歳入確保）の考え方	1	機器の耐用年数を迎える在宅健康管理システム事業の今後の在り方について検討する。	血圧管理や合併症予防の必要な方を対象に、重症化予防事業や特定保健指導等を行い、代替事業とする。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　５）

計画項目（施策）	計画的な土地利用の推進 ＜土地利用＞	所管部局 建設部

行政評価の視点

１　施策目的について

施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

２　施策の進捗状況について

施策を進めていく上での基礎となる京丹後市都市計画マスタープランの作成が遅れていることから、内部評価結果と同様に「少し遅れている」と評価する。

なお、京丹後市都市計画マスタープランの前提となる都市計画区域マスタープランの策定に当たって、住民説明会等の結果を踏まえ、丁寧に調整事務を進める必要があったことに加え、山陰近畿自動車道の計画変更と同時進行で事務を進める必要が生じたという経過を踏まえると、京丹後市都市計画マスタープランの策定が遅れていることについては、やむを得ないと考える。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、京丹後市の歴史や伝統を生かした魅力的なまちの景観づくりを進めることが、交流人口の増加と定住意欲の醸成につながってくると考えられる。そのため、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進の観点からも、本施策を推進していく上でも、景観の保全や形成を意識したまちづくりを進めていくことが重要である。

歳出抑制の視点

４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）

調書には記載はないものの、所管部局から説明のあった都市公園の計画的な維持管理と長寿命化対策の考え方は、歳出抑制を進めていく上でおおむね妥当であると思われる。

なお、更なる歳出抑制につながるアイデアとして次のとおり提案する。

○　指定管理施設運営事業（Ｎｏ．３）における使用料について、市の施設全体における使用料の見直しの検討と整合を図りつつ、見直しの検討を進めてはどうか。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	6	地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します
計画項目（施策）<施策分野>	14	計画的な土地利用の推進 ＜土地利用＞

所管部局	所管部局長の氏名
建設部	中西　和義

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	まちづくりの将来像を実現するため、公共の福祉の向上と地域の活性化をめざし、地域の特性を十分に活かした総合的かつ計画的な土地利用を推進します。 都市計画区域については、住民の豊かな暮らしをめざし、丹後地域の中核として、計画的かつ合理的な土地利用と効果的な都市基盤整備を進め、にぎわいとふれあいのある都市を形成します。
施策方針（めざす姿）	山陰近畿自動車等の広域交通網や道路、鉄道等の都市基盤整備効果を活かし、京阪神及び中京圏等の大都市との物流や交流の促進を図り、地域産業の活性化、既存商店街の活性化及び都市サービス機能の向上をめざします。 また、適正な土地利用の規制と誘導により、災害に強く安心な街づくりをめざすとともに、都市機能を用途別に集積し、便利でにぎわいと活力のある都市づくりを進めます。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後都市計画区域マスタープラン	市における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、都市計画の基本的な方向性を示すもの	平成27年3月	計画期間の定めなし	概ね20年後の都市の姿を展望し、10年以内に整備するものを示す

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組 ↓ 事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円） H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 計画的な土地利用の推進 ○「京丹後市都市計画マスタープラン」に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。									
1 都市計画総務一般経費 都市計画業務の推進に係る事務経費	都市計画・建築住宅課	1,770	678 (627)	市規定	府・一部	含む	内部管理	A	現状維持
2 都市計画総務一般経費［明許繰越］ 京丹後市都市計画マスタープランの策定業務に係る経費	都市計画・建築住宅課	-	3,294 (3,294)	平成26年度事業の一部を繰り越しして実施する事業					
3 指定管理施設運営事業 指定管理による都市公園の維持管理(峰山途中ケ丘公園、峰山総合公園、八丁浜ｼｰｻｲﾄﾞﾊﾟｰｸ)	都市計画・建築住宅課	53,272	62,910 (55,910)	義務	単費	○	―	A	拡大
② 秩序ある整備と計画的かつ合理的な土地利用の推進 ○ 山陰近畿自動車道や駅を基本に市街地環境の形成をめざし、商業地、工業地、住宅地等の用途地域の指定を検討します。 ○ これまで整備されてきた都市基盤の既存ストックを活かし、誰もが暮らしやすく、機能的な都市活動ができるまちなか再生、居住環境の改善等に取り組みます。 ○ 特定大規模小売店舗誘導エリアの指定を検討します。 ○ 適正な土地利用を誘導するため、新たな都市計画区域を市民に周知します。									
4 都市公園環境整備事業［再編交付金活用事業］ 峰山途中ヶ丘公園駐車場増設に係る用地測量・実施設計経費、用地購入費	都市計画・建築住宅課	-	42,200 (2,200)	新規事業					
上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業									
5 地籍調査事業 山陰近畿自動車道の早期整備促進に係る経費（測量・土地所有者調査）、地籍調査経費	管理課	5,878	14,984 (4,034)	国規定	単費	○	内部管理	A	拡大
計		60,920	124,066 (66,065)						

［参考］総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	①「京丹後市都市計画マスタープラン」の策定に積極的に参加します。 ②「京丹後市都市計画マスタープラン」に沿った土地利用に努めます。 ③ 地域の将来像に向かってまちづくりを進めるため、住民や土地の所有者等の関係者が合意形成を図りながら、都市計画法に定める地区計画を積極的に活用します。

［参考］個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
京丹後都市計画区域マスタープラン								
都市計画道路のうち幹線街路（43.49km）の整備率		%	37.2	H22	37.2	H26	約71.9	H37

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	山陰近畿自動車等の広域交通網や道路、鉄道等の都市基盤整備効果を活かし、京阪神及び中京圏等の大都市との物流や交流の促進を図り、地域産業の活性化、既存商店街の活性化及び都市サービス機能の向上をめざします。 また、適正な土地利用の規制と誘導により、災害に強く安心な街づくりをめざすとともに、都市機能を用途別に集積し、便利でにぎわいと活力のある都市づくりを進めます。							
めざす目標値	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
	幹線街路の整備率（整備済み延長16.16km）	%	37.2	H26	37.2	H26	71.9	H36
	都市公園の供用面積	ha	22.4	H26	22.4	H26	29.0	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
「京丹後市まちづくり計画」に示された都市軸を踏まえ、新たな都市計画区域及び都市計画区域マスタープランを検討し、法手続きを経て平成27年3月31日に京都府決定となった。	○都市計画区域について、山陰近畿自動車道及びIC接続道路の整備を視野に入れた土地利用展開、都市施設の整備効果を勘案し、「京丹後市都市計画マスタープラン」を早期に策定し、計画的かつ合理的な土地利用と秩序ある都市形成を図る必要がある。 ○市民のレクリエーション空間のほか、良好な都市景観の形成、都市の防災上の向上など多様な機能を有する都市の根幹的な施設として位置付けている都市公園について、市民にとってより利用しやすく有効な施設となるよう、機能充実を図る必要がある。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる ○　予定どおり進んでいる ▲　少し遅れている ×　大幅に遅れている	▲	都市計画区域マスタープランの調整に予想以上の事務が必要であったことと併せて、山陰近畿自動車道の計画変更を同時進行する必要が生じたため、京丹後市都市計画マスタープランの作成が少し遅れている。

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	京丹後市都市計画マスタープランに即した土地利用の指導と誘導	
	2	都市公園機能の充実（途中ヶ丘公園、峰山総合公園）	再編交付金、社会資本整備総合交付金
	3	山陰近畿自動車道の早期整備に向け、国が行う道路事業がスムーズにできるよう、土地調査、境界確定等をスケジュールに沿って着実に実施していく必要がある。	地籍調査事業補助金
歳出抑制（歳入確保）の考え方			

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　６）

計画項目（施策）	安全でうるおいのある住環境の整備 ＜住宅＞	所管部局 企画総務部、建設部

行政評価の視点

１　施策目的について

（１）　施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

（２）　市営住宅の建替えや維持管理には多額の費用が必要になることから、めざす目標値として掲げている公営住宅の管理戸数（市が直接建設して供給している公営住宅の戸数）について、他の住宅供給の在り方を研究するとともに、将来の市の人口を踏まえた上で検証を行い、必要に応じて見直しを行うべきである。

２　施策の進捗状況について

めざす目標値の指標の状況からは、施策の達成度が評価しづらい面もあるが、木造住宅の耐震化率が伸び悩んでいること、移住支援策の充実や美しい景観の創出の取組の推進の面などで、引き続き取り組むべき課題が残されていると思われることから、内部評価結果と同様に「少し遅れている」と評価する。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。

（１）　京丹後市定住空家バンクのホームページの改修が予定されている中、市が発信する移住関連情報をより一層魅力的なものとするため、京丹後市定住空家バンクと市ホームページの定住・空き家情報のページについて、市が行っている移住関連施策や移住後の生活イメージ、移住支援員の紹介などの情報を掲載し、内容の充実を図るべきである。

（２）　移住支援に関する事業については、今年度から充実に努めているところであるが、他のメニューの創設など、移住支援の更なる充実について検討すべきである。

行政評価の視点	（３） 若い世代の定住が地域や市の活性化につながると思われるとともに、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも重視されていることから、若い世代を対象とした移住・定住促進制度についてより一層注力すべきである。 （４） 木造住宅の耐震化率については、機能面、費用面から課題が多く、伸び悩んでいる状況にある中で、住宅・建築物耐震改修等事業（Ｎｏ．４）を知らない人も多いと思われることから、制度の周知徹底を図るべきである。もし、周知徹底の努力をしても、耐震化率が向上しないのであれば、地震時における別の被害の低減対策を検討してはどうか。 （５） 将来の公営住宅の建替えや維持管理コストを抑制するため、民間住宅を活用した公営住宅の多様な供給方法について研究を進めていくべきである。 （６） 歴史や地域の特性を生かした街並みの形成を行うことが、市の魅力を高め、定住促進や観光振興につながってくると思われることから、住民協定を始めとした美しい街並みの形成の取組をより一層推進すべきである。 （７） 空家等対策の推進に関する特別措置法が平成２７年５月に全面施行され、市町村の空き家対策に果たす役割が一段と重要になってくる中、空き家に関する問題意識を高めるための周知・啓発や空き家の利活用、適正管理の取組など、特定空き家等の発生を予防する取組を早期かつ積極的に進めていくべきである。
歳出抑制の視点	**４ 歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）** 所管部局の歳出抑制の考え方は、おおむね妥当であると思われる。 なお、更なる抑制のアイデアとして次のとおり提案する。 ○ 公営住宅について、空き家の有効活用や公営住宅の多様な供給方法という視点も考慮しつつ、市が直接建設して供給している公営住宅の戸数を減少させることを検討し、更なる事業費の削減を図ってはどうか。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	6	地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します
計画項目（施策）<施策分野>	16	安全でうるおいのある住環境の整備<住宅>

所管部局	所管部局長の氏名
企画総務部	木村　嘉充
建設部	中西　和義

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	多様な住宅ニーズに対応した良好な住環境を確保します。また、住宅の安全性や耐震性を向上させるとともに、歴史や地域の特性を活かした街並みの形成、安心して暮らせる生活空間の形成を図ります。
施策方針（めざす姿）	「京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」及び「京丹後市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の適切な維持管理に努めます。 「京丹後市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震整備の促進を図ります。 歴史や地域の特性を活かした街並みの形成を促進するなど、うるおい豊かな住環境の形成を図り、市外からの移住を促進します。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市建築物耐震改修促進計画	地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止するため、旧耐震設計基準で建築され、現行の新耐震設計基準を満していない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図り市民の生命及び財産を保護することを目的に策定。	平成20年3月	平成19年度～平成27年度	平成27年度に見直しが実施される「京都府建築物耐震改修促進計画」に即して、市の計画を見直す
京丹後市公営住宅ストック総合活用計画	公営住宅の維持管理及び計画的な建替えの基本となる計画。	平成23年3月	平成23年度～平成32年度	必要に応じて5年ごとに見直し
京丹後市公営住宅等長寿命化計画	京丹後市公営住宅ストック総合活用計画を受けて、維持管理と判定する団地について、計画的な修繕計画により建物の長寿命化を比較検討するもの。	平成23年3月	平成23年度～平成32年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組 ↓ 事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円） H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 公営住宅の整備、維持管理 ○ 公営住宅の目標戸数を300戸とし、用途廃止及び建替（統合）を進めるとともに、適正な修繕及び維持管理を行います。									
1 市営住宅維持管理事業 市営住宅(375戸)と特定優良賃貸住宅(4戸)の維持管理	都市計画・建築住宅課	17,368	29,399 (8,724)	義務	国・一部	―	―	A	拡大
2 住宅一般経費 市営住宅の家賃算定や入居・退去等に係る事務経費	都市計画・建築住宅課	2,381	1,331 -	義務	単費	○	―	B	現状維持
3 大宮地域市営住宅整備事業 大宮地域の老朽住宅の建替（統合）計画の策定に係る調査	都市計画・建築住宅課	-	2,000 (2,000)	新規事業					
② 耐震化の推進 ○ 耐震診断士派遣事業や耐震改修助成事業の周知に努め、木造住宅の耐震化を促進します。									
4 住宅・建築物耐震改修等事業 昭和56年以前の木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る費用助成（診断15件、改修4件、簡易改修3件）	都市計画・建築住宅課	5,241	13,562 (3,452)	国規定	国・一部	―	サービス	B	現状維持
③ 美しい景観の創出 ○ 京丹後市住民協定景観形成条例に基づく住民協定を促進し、美しい景観のある街並みを形成します。									
住民の合意による住民協定について支援していく（久美浜一区まちづくり協定に基づく街なみ環境整備事業は平成25年度で完了しており、現在は、新たな住民協定の提出がない状況）。									
④ 移住支援策の実施 ○ UIJターン者に対する定住促進を図るため、空き家情報の収集と発信に努めます。									
5 移住促進・空き家改修支援事業 移住者が行った空き家改修工事に対し補助金を交付（3件）	企画政策課	5,400	6,600 (3,300)	府規定	府・一部	含む	サービス	S	拡大
6 移住促進事業【地方創生先行型交付金事業】【明許繰越】 空き家を改修したお試し住宅の整備経費、空き家情報ﾊﾞﾝｸのｼｽﾃﾑ改修経費、移住支援員の配置	企画政策課	-	21,864 (10,864)	新規事業（平成26年度事業の全部を繰り越しして実施する事業）					
7 久僧定住促進住宅維持管理事業 丹後定住促進住宅（3棟）の入居者の募集・選定と建物の維持管理を実施	都市計画・建築住宅課	61	357 -	市規定	単費	○	維持管理	B	現状維持
平成27年度から移住促進事業を新たに実施し、空き家を活用したお試し住宅の整備をはじめ、移住者や地域とのコーディネートを行う移住支援員を設置するとともに、活用可能な空き家の調査や発信を行い、移住支援策の充実に努めている。									
上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業									
8 ｽﾏｰﾄ・ｴｺ等住宅改修事業 環境にやさしい住宅、子育てしやすい住宅等への改修工事に対し補助金交付（154件）	都市計画・建築住宅課	13,311	20,000 (10,000)	市規定	単費	○	サービス	A	終了・廃止
	計	43,762	95,113 (38,340)						

[参考] 総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 高額所得者や収入超過者は公営住宅から退去し、持ち家や民間住宅等に移ります。 ② 地震に備え、旧耐震基準で建築された建物は耐震改修工事を実施します。 ③ 美しい街並み形成に協力するとともに自然環境を保全します。 ④ 空き家物件の情報を市へ提供します。

[参考] 個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
京丹後市建築物耐震改修促進計画								
住宅の耐震化率	木造・非木造の合計	%	59.2	H17	62.1	H25	90.0	H27
京丹後市公営住宅ストック総合活用計画								
市営住宅目標戸数		戸	386	H20	373	H26	300	H32

3. 総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	「京丹後市公営住宅ストック総合活用計画」及び「京丹後市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の適切な維持管理に努めます。 「京丹後市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震整備の促進を図ります。 歴史や地域の特性を活かした街並みの形成を促進するなど、うるおい豊かな住環境の形成を図り、市外からの移住を促進します。

めざす目標値	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
	公営住宅の管理戸数	戸	375	H26	373	H26	300	H36
	市営住宅の最低居住面積水準※達成率	%	46	H26	46	H26	90	H36
	木造住宅の耐震化率	%	60	H26	60	H26	75	H36

※最低居住面積水準：健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準（国が定める基準）。3人家族の場合、住戸専用面積40㎡が水準

4. 施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○住宅に困窮する方へ良好な住宅を提供することにより、入居者の生活の安定につなげることができた（平成26年度末入居世帯数：295世帯［公営］、4世帯［特公賃］）。 ○環境にやさしい住宅、子育てしやすい住宅、高齢者等が住みやすい住宅の改修に対し助成を行った結果、住環境整備を促進し、もって建設業の需要拡大を図った。（平成26年度：助成件数［改修件数］154件、助成対象工事費［市内業者受注額］176,147千円） ○移住促進計画を3地区が策定し（累計4地区）移住者による空き家が改修され、住宅ニーズに対応した良好な住環境の整備と併せ移住を進めることができた（平成26年度：4世帯が移住）。	○公営住宅ストック総合活用計画に基づき用途廃止及び建替（統合）を進めるとともに、適正な修繕及び維持管理を行っていく必要がある。 ○昭和56年以前の木造住宅の耐震化率を向上させるため、支援制度のより効果的な周知方法を検討するとともに、建築業界との連携を強化していく必要がある。 ○適切な管理が行われていない空き家によって地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、次のとおり空き家の有効活用と併せた総合的な空き家対策を推進していく必要がある。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の実態把握や特定空家等（倒壊等のおそれのある状態等）の判定基準の策定。 ・市内の活用可能な空き家の数などの把握。 ・移住者に紹介する「空き家情報バンク」の登録件数の増加。

5. 施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理由
◎ 予定以上に進んでいる ○ 予定どおり進んでいる ▲ 少し遅れている × 大幅に遅れている	▲	市営住宅による良好な住宅の提供や移住促進・空き家対策の取組の充実に努めているものの、木造住宅の耐震化率の向上や空き家対策の取組を進める上で課題があり、取組が遅れている部分もあることから、少し遅れていると判断する。

6. 今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	老朽化した市営住宅の修繕	社会資本整備総合交付金
	2	老朽化した市営住宅の建替	社会資本整備総合交付金
	3	空き家対策の推進（空家対策協議会の設置及び空家等対策計画の策定）	
歳出抑制（歳入確保）の考え方	1	京丹後市公営住宅ストック総合活用計画と京丹後市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅等の修繕を計画的に行うことで、空き家の用途廃止や公営住宅等の長寿命化を図り、維持管理経費を縮減する。	

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　７）

計画項目（施策）	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進 ＜障害者福祉＞	所管部局 健康長寿福祉部

行政評価の視点

１　施策目的について

施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

２　施策の進捗状況について

障害者に対する支援などの障害福祉サービスが充実している一方で、市内事業所における障害者の法定雇用率が京都府内の平均より低い状況にあり、また、障害者福祉施設の整備推進が厳しい状況にあるなど、障害者の就労促進や将来の生活に向けた環境整備の面などの取り組むべき課題も多く残されていると思われることから、内部評価結果と同様に「少し遅れている」と評価する。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当と思われるものの、施策方針（めざす姿）の実現に向けては、障害者の就労促進や将来の生活に向けた環境整備について、より一層の注力が必要と思われる。

そのため、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。

（１）　障害者が高齢期を迎えた後や家族の支援が得られなくなった後を見据えた障害者の将来の生活の在り方が全国的に課題となっている中、めざす目標値に掲げる障害福祉サービスを提供する施設や事業者数の達成に向けた取組にも重点を置いて施策展開を図るべきである。

（２）　障害者の就労促進について、国の施策に加え、市でも様々な取組を進めているにも関わらず、市内事業所における障害者の法定雇用率が京都府内の平均より低いという状況にある。そのため、先進事例を調査・研究するなどして、より効果的に就労促進が図れるよう対策を探るとともに、必要に応じて障害者就労支援事業（Ｎｏ．１）の見直しについても検討すべきである。

行政評価の視点	（３）　障害者施設製品販売支援事業補助金（障害者就労支援事業［Ｎｏ．１］）について、常設販売所の運営開始から２年が経過する中、これまでの成果や費用対効果について検証した上で、定期的に来店してもらえるよう販売する商品を工夫するなど、より効果的・効率的な運営に向けて改善や工夫する点がないか検討するように補助金交付先団体へ働きかけるべきである。あわせて、補助金交付先団体と連携を深めた上で、この取組についてより一層周知を図るべきである。 （４）　国が推奨する事業においては国等の財政的支援があることが多い中、障害者就労支援事業（Ｎｏ．１）に対する国や京都府からの財政的支援がない。この事業に関わらず、全国的な課題に対する取組に対しては、財政的支援が得られるよう、ほかの自治体と連携して、国や京都府に働きかけるべきである。
歳出抑制の視点	**４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）** 所管部局の歳出抑制の考え方は、おおむね妥当であると思われる。 なお、更なる抑制のアイデアとして次のとおり提案する。 ○　通所費助成事業（Ｎｏ．３）についてその重要性は理解できるが、対象経費の全額を助成していることから、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、通所者への影響にも配慮しつつ、助成率を対象経費の一部に見直すことについて検討してはどうか。
その他	**５　その他** 障害者就労支援事業（Ｎｏ．１）の決算附属資料の内容について、事業を構成する４つの事業の具体的な内容が見えづらい。今後は、細事業を細分化するか、記載内容をより詳細に記載するなどの工夫により、細事業を構成する全ての事業の予算執行の結果や成果などを市民に分かりやすく示すことが必要である。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	7	支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します
計画項目（施策）<施策分野>	21	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進<障害者福祉>

所管部局	所管部局長の氏名
健康長寿福祉部	岸本　繁之

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	地域の一員として安心・快適な日常生活又は社会生活を営むことができる「共生社会」を実現します。
施策方針（めざす姿）	障害のある人もない人もお互いの個性を認め合い尊重し、障害者が住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送り、就労等を通じて社会参加が進むとともに、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動等にも参加しながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
第2次京丹後市障害者計画	障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画）	平成24年3月	平成24年度～平成29年度	
第3期京丹後市障害福祉計画	障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本に、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう、数値目標やサービス見込量を定め、障害福祉サービス提供基盤の整備・充実をめざすもの（障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画）	平成24年3月	平成24年度～平成26年度	
第4期京丹後市障害福祉計画	同上	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組↓	事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円）H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 広報・啓発事業の推進 ○ 障害者理解への広報、啓発活動の充実及び交流活動の推進を図ります。										
	障害者団体活動支援事業として障害理解の活動実施団体に対して支援（他の施策を構成する社会福祉総務一般経費で実施）									
② 就労対策事業の推進 ○ 障害者の雇用の場を拡大するとともに、就労移行を支援する事業所等の充実などにより、総合的な支援施策を推進します。										
1	障害者就労支援事業 就労実習に取り組んだ企業等に対し奨励金等を支給、大型店舗内に出店した製品販売所の運営に対し補助金交付	障害者福祉課	6,785	9,030 (3,230)	国規定	単費	○	サービス	A	現状維持
③ 障害福祉サービス等生活支援の充実 ○ 障害者の地域生活を支援するため、日中活動の場や居住の場、在宅福祉サービスの拡充など、障害福祉サービスの充実を図ります。 ○ 障害者の外出支援、意志疎通支援、情報提供の充実など、障害者の地域生活を支援します。 ○ 保健・医療体制の充実、地域福祉活動の推進を図ります。										
2	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業 心身障害者扶養共済制度の1口目の掛金のうち3分の1を助成(9月交付14人、3月交付12人)	障害者福祉課	529	664 (664)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
3	通所費助成事業 共同作業所への通所者の交通費を補助(交通費延761人)	障害者福祉課	3,693	3,896 (3,896)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
4	障害者等手当支給事業 国制度の障害児福祉手当及び特別障害者手当、市独自制度の介護支援金(@5万円/年)を支給	障害者福祉課	26,764	28,592 (7,861)	国規定	国・一部	含む	サービス	A	現状維持
5	じん臓機能障害者通院交通費助成事業 慢性透析療法の必要がある障害者の交通費(37人)と医療機関通院証明書料(36人)の一部を助成	障害者福祉課	1,853	2,321 (2,321)	市規定	単費	○	サービス	A	現状維持
6	障害者福祉施設整備助成事業 社会福祉法人に対して施設整備における借入金の元金償還額を助成	障害者福祉課	7,897	5,900 (5,900)	なし	単費	○	施設整備	A	拡大
7	障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業 心身の状況や生活環境に応じて自ら選択した必要な障害福祉サービスの給付その他の支援	障害者福祉課	1,365,588	1,473,257 (374,554)	義務	国・一部	含む	―	S	現状維持
8	自立支援医療事業 身体障害者の障害を軽減する医療等に対して医療費の一部を助成	障害者福祉課	18,573	19,449 (5,059)	義務	国・一部	含む	―	S	現状維持
9	補装具事業 障害者の身体機能を代替する補装具の給付費用を負担	障害者福祉課	11,634	13,818 (3,456)	義務	国・一部	含む	―	S	現状維持
10	地域生活支援事業 障害者が地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう総合的に支援	障害者福祉課	161,250	176,895 (116,445)	義務	国・一部	含む	―	S	現状維持
11	障害者福祉一般経費 障害者支援区分等認定審査会の運営経費、障害者福祉事業を行うための事務経費、過年度国庫支出金返還金	障害者福祉課	21,773	8,965 (5,539)	義務	国・一部	含む	―	A	現状維持
12	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ運営助成事業 障害や発達の遅れのある児童に対し、療育・相談活動事業を実施する事業者に対して補助金を交付	障害者福祉課	-	1,993 (1,993)	平成26年度予算執行なし					

④ 生活環境の整備充実 ○ 障害者が安心して生活できる環境の整備及び障害者に十分配慮した防災支援体制づくりに努めます。									
道路、交通機関及び公共的な施設のバリアフリー化のため、関係部局及び関係機関との連携を図っている（バリアフリー化は、他の施策を構成する事務事業で実施）									
⑤ 療育・教育の連携・支援体制の充実 ○ 障害や発達に課題のある子どもの養育・教育の連携・支援の充実に取り組みます。									
年中児健診時や保育所での養育時で障害や発達に課題のある児童への支援や京丹後市自立支援協議会障害児支援部会において、研修会や発達支援ファイル（にじいろノート）を作成などに取り組んでいる。（年中児健診や保育所養育は他の施策を構成する事務事業で実施）									
⑥ 生きがい・社会参加への支援 ○ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進、社会参加を促す支援の充実に取り組みます。									
障害者福祉一般経費において、障害者団体の活動支援、情報交換により活動推進を図っている。また、身体障害者団体連合会を中心とした車いす駅伝や会員スポーツの交流を実施（他の施策を構成する社会福祉総務一般経費で実施）									
計	1,626,339	1,744,780 (530,918)							

［参考］総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 障害者理解と啓発事業への積極的な参加と協力を行います。 ② 障害者雇用に対し、法定雇用率を達成します。 ③ 障害者の外出支援及び文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動へ積極的に協力します。

［参考］個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
第3期京丹後市障害福祉計画								
入所者削減数(H17.10対比)	H17.10.1時点の入所者数(123人)の1割以上を削減	人	-	-	21	H26	12	H26
入所施設入所者の地域生活への移行者数(H17.10対比)	H17.10.1時点の入所者数(123人)の3割以上が移行	人	-	-	9	H26	15	H26
H26年度の福祉施設から一般就労への年間移行者数	平成26年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	人	-	-	3	H26	4	H26
第4期京丹後市障害福祉計画								
地域生活移行者	H25年度末施設入所者数からｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ、一般住宅等へ移行した者の数	人	1	H26	1	H26	13	H29
施設入居者数		人	102	H26	102	H26	98	H29
一般就労移行者数	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	人	1	H26	1	H26	4	H29

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	障害のある人もない人もお互いの個性を認め合い尊重し、障害者が住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送り、就労等を通じて社会参加が進むとともに、文化・芸術やスポーツ・レクリエーション活動等にも参加しながら、いきいきと暮らせるまちをめざします。

めざす目標値

指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
ショートステイサービス提供施設数	施設	8	H25	9	H26	11	H36
ホームヘルプサービス提供事業者数	業者	9	H25	9	H26	12	H36
グループホーム設置数	施設	6	H25	6	H26	10	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価　CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○平成26年度はグループホーム整備補助金の利用によるグループホームの1施設の増設を進めることができた（平成26年度においては限度額の見直し［引き上げ］を実施）。 ○職場実習制度の助成制度の活用により3人の実習を行い、うち2人について障害者就労継続支援A型の利用につなげることができた。 ○障害者施設製品の常設販売所出店への財政支援を実施し、常設店を設置運営し、製品の販売収入を伸ばすことにより工賃アップ、また就労実習の場の確保等につなげた（平成26年度売上：7,355千円）。 ○平成26年度の重度心身障害児者ショートステイ利用支援事業補助金の創設により北部医療センターでのショートステイ受入れが開始され、保護者の負担軽減が図れた（利用者数：3人）。	○障害福祉サービスの充実に努めているが、社会生活環境の変化に伴い利用者のニーズも変化しており、ニーズに応じた対応が求められている。 ○就労に向けての支援を充実し、障害者雇用の更なる促進を図る必要がある。 ○障害のある人が社会参加できるよう公共交通の充実とバリアフリー化の推進、意思疎通支援事業の充実が必要である。 ○障害者理解の推進を図ってきているところであるが、発達障害や精神障害については、まだ理解が進んでいないところがあり、今後も一層啓発を推進する必要がある。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる	▲	めざす目標値に掲げる指標について、実績が想定より低い状況にある。 サービス提供施設等については、民間法人等による整備に頼らざるを得ない状況にあり、国の制度も変更されるとともに施設整備に対する補助金確保が難しく施設整備の推進が厳しい状況にある。また、人材確保の面でも、給付単価が実質削減される中で事業所運営が厳しい状況にある。 また、障害者雇用について、平成26年度の市内企業の法定雇用率の達成率が40.7%（府内平均47.7%）と低い状況にある。 以上のことから、やや遅れていると判断する。
○　予定どおり進んでいる		
▲　少し遅れている		
×　大幅に遅れている		

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	今後利用の増加が見込まれるグループホームについて、関係事業所と連携を図りながらグループホーム設置数の増加を図る。	
	2	利用者ニーズに対応できるよう相談支援の充実を図る。	
	3	視覚障害者、聴覚障害者の社会参加を促進するため意思疎通支援事業の推進を図る。	
	4	在宅サービスの充実を図るため日中一時支援事業施設、短期入所施設の整備を促進する。	京都府重度心身障害児者ｼｮｰﾄｽﾃｲ利用支援事業費補助金（1/2）
歳出抑制（歳入確保）の考え方	1	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ運営助成事業について、補助金交付要綱を整備（要綱整備に合わせ、助成率の設定を検討）。	事業者の経営努力により、補助金交付額は、減少傾向にある（平成26年度決算において補助金交付実績なし）

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価　８）

計画項目（施策）	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化 ＜国際・地域間連携＞	所管部局 企画総務部、市民部

行政評価の視点

１　施策方針（めざす姿）について

施策方針（めざす姿）の内容については、おおむね妥当であると思われる。

２　施策の進捗状況について

施策を具体的に推進していく上での指針となる京丹後市多文化共生推進プランが予定どおり策定できたことから、内部評価結果（予定どおり進んでいる）は、おおむね妥当であると思われる。

また、米軍経ヶ岬通信所の設置に伴い市内で生活する外国人が増加していることを踏まえた上で、同プランが策定され、国籍を問わず市民の交流促進の取組が実施されていることは評価できる。引き続き、同プランに沿った交流促進の取組が推進されることを期待する。

３　施策展開について

所管部局の施策展開の考え方は、おおむね妥当であると思われる。

なお、次の点を踏まえ、施策展開を図るべきである。

○　市が運営費助成を行っている京丹後市国際交流協会のホームページが更新されていないことから、当該ホームページの今後の在り方について検討するよう市側からも助言等を行うべきである。

歳出抑制の視点

４　歳出抑制について（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）

委員会からの抑制のアイデアとして次のとおり提案する。

○　今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、国内における地域間の交流・連携の取組である友好都市交流事業（Ｎｏ．３）について、民間主体の活動や交流を活発化させる方向で事業の見直しを検討してはどうか。

その他	**５　その他** （１）　森の全国交流拠点管理運営事業（Ｎｏ．４）について、観光施設としての性格が強いと思われることから、観光に関する施策へ位置付けて整理すべきである。 （２）　行政の主な取組の「③　地域間連携の推進」に関連する取組について、予算を伴わない、他の施策に関連しているという理由により、調書に記載されていない取組がある。施策を有効に評価するとともに、施策の実施結果を市民に分かりやすく示すためには、施策に関連する主な取組について、調書への記載を徹底すべきである。

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）

基本方針（政策）	8	参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます
計画項目（施策）<施策分野>	27	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化 ＜国際・地域間連携＞

所管部局	所管部局長の氏名
企画総務部	木村　嘉充
市民部	石嶋　政博

1．総合計画で掲げている目的など　PLAN

施策の目的	市民と諸外国の人々との親善活動を通じて、幅広い分野における国際交流を推進し、多文化共生社会の実現をめざすとともに、地域間の連携を進めます。
施策方針（めざす姿）	市民主体の国際交流をより一層推進し、国籍や文化等の違いを認めながら、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現をめざします。 また、共通の課題をもつ自治体間で連携協力するとともに、広域での取り組みを行政、関係団体、市民が一緒になって推進します。

［参考］施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市多文化共生推進プラン	様々な背景を持つ人々が、国籍や文化などのちがいを越え、ともに時間を過ごす仲間として“お互いを思いやる心”を大切に、まちづくりに参画できる多様な社会（多様性社会）の実現を目指し、多文化共生施策をより一層推進するため策定するもの	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	

2．行政の主な取組と構成事務事業一覧　DO　CHECK

行政の主な取組 ↓ 事務事業名称・事業内容（実績）	担当課	予算額（単位：千円） H26決算額	H27予算額（一般財源）	事務事業の概要 根拠法令	財政負担	単独事業	事業種別	評価結果 施策貢献度	今後の方向性
① 国際交流の推進 ○ 市民主体で国際交流を推進している国際交流協会の活動を支援します。 ○ 友好都市をはじめとする諸外国とのさまざまな交流を推進します。 ○ 市内在住及び来訪する外国人と市民との交流を支援します。									
1 国際交流活動推進事業 京丹後市国際交流協会(会員数：個人149人、5団体)に対して補助金交付	企画政策課	3,542	3,322 (3,322)	なし	他	含む	サービス	A	拡大
② 国際化に対応したまちづくり ○ 基本的な行政サービス提供の主体者として、外国人を含むすべての市民が安心して生活できるよう、教育、医療・保健、福祉、防災等の分野において、必要な支援を行います。 ○ 多文化共生のまちづくりを推進します。									
2 多文化共生推進ﾌﾟﾗﾝ策定事業 外国人を含めた全ての市民がともに豊かに暮らせるまちづくりを推進するための指針を策定	企画政策課	919	- -	なし	単費	○	内部管理	A	現状維持
③ 地域間連携の推進 ○ 京都府北部5市2町、友好都市の木津川市、豊岡市、尼崎市、山陰海岸ジオパーク推進協議会、中日本海交流会議構成自治体等との連携協力を推進します。									
3 友好都市交流事業 友好都市である木津川市の「木の津まつり」で特産品等のブース出店	企画政策課	14	49 (49)	なし	単費	○	サービス	A	現状維持
4 森の全国交流拠点管理運営事業 ツリーハウスの保守点検及び管理運営(利用者数697人)	久美浜市民局	717	979 (979)	なし	単費	○	維持管理	A	現状維持
	計	5,192	4,350 (4,350)						

［参考］総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 多文化共生のまちづくりを推進するための中心的な役割を担います。 ② 市外の地域との連携を積極的に推進します。

【参考】個別計画で掲げている目標値

指標名	説明・備考	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度

3．総合計画で掲げている施策方針（めざす姿）とめざす目標値

施策方針（めざす姿）	市民主体の国際交流をより一層推進し、国籍や文化等の違いを認めながら、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現をめざします。 また、共通の課題をもつ自治体間で連携協力するとともに、広域での取り組みを行政、関係団体、市民が一緒になって推進します。

めざす目標値	指標名	単位	計画作成時	年度	実績値（現状）	年度	目標値	年度
	日本語指導ボランティア登録者数	人	30	H26	30	H26	60	H36
	多言語版生活ガイドブックの作成（現在は日本語のみ）	言語	0	H26	0	H26	3	H36
	多文化共生推進に係る研修会等の開催	回	3	H26	3	H26	5	H36
	翻訳ボランティア登録者数	人	3	H26	3	H26	10	H36
	姉妹・友好都市提携締結数	都市	1	H26	1	H26	2	H36

4．施策方針（めざす姿）に対する現状評価 CHECK

施策方針（めざす姿）に対する主な成果（アウトカム）	施策方針（めざす姿）の達成に向けての課題
○京丹後市多文化共生推進プランの策定により、外国人を含めた全ての市民がともに豊かに暮らせるまちづくりを推進するための指針を定めることができた（府内初）。 ○京丹後市国際交流協会に補助金を交付し、同協会の日本語教室、外国語教室、外国人等との交流推進事業等を支援することで、市民の国際理解及び活動参加を推進した。	○京丹後市多文化共生プランに盛り込まれた具体的施策に取り組むとともに、プランの趣旨や内容に基づく施策について、市民、地域、関係団体等への周知や連携を促進する必要がある。 ○日本人市民と外国人市民との相互理解を更に深めるため、国際理解及び多文化共生への関心や活動参加を促す取組が必要である。

5．施策の進捗状況の評価［施策方針（めざす姿）の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか］ CHECK

進捗状況区分	評価	理　由
◎　予定以上に進んでいる ○　予定どおり進んでいる ▲　少し遅れている ×　大幅に遅れている	○	京丹後市国際交流協会への補助金交付を通じて、市民の国際理解と活動参加を推進するとともに、外国人市民と日本人市民が共生していくまちづくり施策を推進するための指針として、予定どおり「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定することができた。 以上のことから、「予定どおり進んでいる」と評価する。

6．今後の施策展開と歳出抑制の考え方（平成28～30年度までの3か年の主な取組） ACT

区分	No.	具体的内容	説明（特定財源名、補完・代替措置等）
施策展開の考え方	1	多文化共生についての市民の関心・理解を促進するための取組の充実（広報紙等による意識啓発、講演会の開催等）。	
	2	多文化共生プランに掲げる具体的施策の推進（多言語での市政情報の提供、外国人市民への日本語学習機会の充実等）	
	3	国際的な視野を持つ人材の育成、英語の学習機会の充実を図るため、ニュージーランド及びフィジーを候補地とした実地調査を実施。	
歳出抑制（歳入確保）の考え方			

（２）外部評価結果の一覧（施策展開及び歳出抑制のみ抜粋）

No	施策名（所管部局）	構成事業数	指摘・提案件数	
			施策展開	歳出抑制
	行政評価委員会の主な意見			
	施策の見通し（行政評価の視点からの指摘）	歳出抑制（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）		
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築（商工観光部）	39 事業	6 件	―
	①　ブランドビジネス支援事業の実施の検討の際に、ＪＡＰＡＮｓｇに関する賛否両論があったと思われることから、この事業に限らず、今後、新たな取組を検討する際には、より慎重に情報収集を行うべきである。 ②　地域消費喚起･生活支援型交付金事業のプレミアム付商品券の発行事業について、商品券が事業の趣旨どおり発行･利用されたかどうかについて、今後、しっかりと検証する必要がある。 ③　施策を構成する事業に補助金等交付事業が多い中、交付先団体ができるだけ自立できるよう常に留意して補助金制度を設計したり、見直ししたりすることが重要である。 ④　松本重太郎翁をきっかけとした取組に関して、シンポジウムの際に作成した資料をホームページに掲載してＰＲに活用するなど、事業実施による成果物を有効活用するとともに、今後の経済交流や観光誘客の促進につなげていくことが重要である。 ⑤　高機能急速冷凍装置導入事業の調査研究費のような調査研究を進める際には、市が事業に関与する必要性を十分に検証した上で、事業内容についても精査し、より一層の経費節減に努めていくことが重要である。 ⑥　市内事業所において後継者不足の課題がある中、また、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、若年層・壮年層を中心とした人口流入の促進や若年層の人口流出の抑制・歯止めを重視する中、「⑤　U･Ｉターンやマッチング促進、人材育成等による就業者数の拡大」の取組について、より一層の充実を図るべきである。			

No	施策名（所管部局）	構　成 事業数	指摘・提案件数 施策展開	歳出抑制
	行政評価委員会の主な意見			
	施策の見通し（行政評価の視点からの指摘）	歳出抑制（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）		
2	つくり育てる漁業・海業の振興（農林水産環境部）	9 事業	3 件	2 件
	①　体験型観光などを始めとした観光分野へ本市の魅力の一つである豊かな海、海岸、漁港の資源をより一層活用して施策展開を図るべきである。 ②　行政の主な取組の「②　京丹後型「農商工観連携」の推進」に記載されている「水産物の地産地消を進め、漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」のうち、「漁業経営基盤を強化し、漁業所得の向上」の部分が弱い印象を受ける。今後は、この部分にも重点を置いて、施策を展開していくべきである。 ③　漁業者の安定的な収入の確保には、水産物加工品の商品開発等が重要と思われるので、この分野にも重点を置いて、施策を展開していくべきである。	①　漁業者数が減少している中、本市の豊かな海、海岸などの資源をより有効に活用することと合わせて、漁港の機能を高めつつ効率化を図るため、漁業・海業の数十年先を見据えて、市内の漁港の機能を一定集約化するという視点を持つことも必要ではないか。 ②　海業推進事業の海業振興事業補助金について、漁業者団体のニーズを把握した上で、より効果的・効率的な制度となるよう制度の再構築を含めた見直しを検討してはどうか。		
3	美しい自然環境の次代への継承（農林水産環境部、市民部、建設部）	21 事業	2 件	2 件
	①　海岸漂着物回収処理事業における海岸漂着物の回収について、漂着物の発生原因を把握し、その原因の解決に向けた対策や取組を進めるよう、引き続き国や京都府に要請していくべきである。 ②　久美浜湾の水質浄化に関する数値が改善しない原因をしっかり調査・研究した上で、久美浜湾の水質改善に向け、取組をより一層進めるべきである。	①　環境保全活動事業のはだしのコンサート補助金について、より効果的・効率的かつ充実した活動につながるよう、補助金制度の見直しを検討してはどうか。 ②　市の単独事業であるコウノトリもすめるさとづくり支援事業のコウノトリと共生するさとづくり事業補助金（水田ビオトープの推進）について、農業者が地域や学校と協力しながら取組を進めるなど、将来的に自立又は自主性の高い取組につながるよう制度の見直しを検討してはどうか。		
4	大長寿を享受できる健康づくりの推進（健康長寿福祉部）	13 事業	2 件	1 件
	①　健康づくり推進員活動事業について、健康づくり推進員がいない行政区がある中、推進員を推薦する区の理解を深めるなど、推進員の増加に努めていくべきである。 ②　自殺予防対策の取組として、市外に住所のある人の市内での自殺を防止するということも大切な視点の一つと思われる。	印刷業務を外注する際には、市内企業のコストカットの努力につながるよう、引き続き、競争性の確保に留意した発注に努めていくことが重要である。		

No	施策名（所管部局）	構　成 事業数	指摘・提案件数 施策展開	歳出抑制
	行政評価委員会の主な意見			
	施策の見通し（行政評価の視点からの指摘）	歳出抑制（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）		
5	**計画的な土地利用の推進（建設部）**	3 事業	1 件	1 件
	京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進の観点からも、本施策を推進していく上でも、景観の保全や形成を意識したまちづくりを進めていくことが重要である。	指定管理施設運営事業における使用料について、市の施設全体における使用料の見直しの検討と整合を図りつつ、見直しの検討を進めてはどうか。		
6	**安全でうるおいのある住環境の整備（企画総務部、建設部）**	6 事業	7 件	1 件
	①　京丹後市定住空家バンクと市ホームページの定住・空き家情報のページについて、市が行っている移住関連施策や移住後の生活イメージ、移住支援員の紹介などの情報を掲載し、内容の充実を図るべきである。 ②　移住支援に関する事業について、他のメニューの創設など、移住支援の更なる充実について検討すべきである。 ③　若い世代の定住が地域や市の活性化につながると思われるとともに、京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも重視されていることから、若い世代を対象とした移住・定住促進制度についてより一層注力すべきである。 ④　住宅・建築物耐震改修等事業を知らない人も多いと思われることから、制度の周知徹底を図るべきである。もし、周知徹底の努力をしても、耐震化率が向上しないのであれば、地震時における別の被害の低減対策を検討してはどうか。 ⑤　将来の公営住宅の建替えや維持管理コストを抑制するため、民間住宅を活用した公営住宅の多様な供給方法について研究を進めていくべきである。 ⑥　歴史や地域の特性を生かした街並みの形成を行うことが、市の魅力を高め、定住促進や観光振興につながってくると思われることから、住民協定を始めとした美しい街並みの形成の取組をより一層推進すべきである。 ⑦　空き家に関する問題意識を高めるための周知・啓発や空き家の利活用、適正管理の取組など、特定空き家等の発生を予防する取組を早期かつ積極的に進めていくべきである。	公営住宅について、空き家の有効活用や公営住宅の多様な供給方法という視点も考慮しつつ、市が直接管理して供給している公営住宅の戸数を減少させることを検討し、更なる事業費の削減を図ってはどうか。		

No	施策名（所管部局）	構　成 事業数	指摘・提案件数 施策展開	歳出抑制
	行政評価委員会の主な意見			
	施策の見通し（行政評価の視点からの指摘）	歳出抑制（あえて縮小再編することを考えた場合の可能性やアイデアの提案）		
7	**地域の中で共に生きる障害者福祉の推進（健康長寿福祉部）**	11 事業	4 件	1 件
	①　めざす目標値に掲げる障害福祉サービスを提供する施設や事業者数の達成に向けた取組にも重点を置いて施策展開を図るべきである。 ②　障害者の就労促進について、先進事例を調査・研究するなどして、より効果的に就労促進が図れるよう対策を探るとともに、必要に応じて障害者就労支援事業の見直しについても検討すべきである。 ③　障害者施設製品販売支援事業補助金について、これまでの成果や費用対効果について検証した上で、定期的に来店してもらえるよう販売する商品を工夫するなどより効果的・効率的な運営に向けて改善や工夫する点がないか検討するように補助金交付先団体へ働きかけるべきである。あわせて、補助金交付先団体と連携を深めた上で、この取組についてより一層周知を図るべきである。 ④　障害者就労支援事業に対する国や京都府からの財政的支援がない。この事業に関わらず、全国的な課題に対する取組に対しては、財政的支援が得られるよう、ほかの自治体と連携して、国や京都府に働きかけるべきである。	通所費助成事業について、対象経費の全額を助成していることから、今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、通所者への影響にも配慮しつつ、助成率を対象経費の一部に見直すことについて検討してはどうか。		
8	**国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化（企画総務部、市民部）**	4 事業	1 件	1 件
	市が運営費助成を行っている京丹後市国際交流協会のホームページが更新されていないことから、当該ホームページの今後の在り方について検討するよう市側からも助言等を行うべきである。	今後、市の財政が非常に厳しくなった場合には、国内における地域間の交流・連携の取組である友好都市交流事業について、民間主体の活動や交流を活発化させる方向で事業の見直しを検討してはどうか。		
		合計	106 事業	22 件	9 件

※　平成２６年度に予算執行していない事業と同一施策内の再掲事業は、構成事業数としてカウントしていません。
※　本一覧表は、１４ページ以降の個別票の内容のうち、施策の見通しと歳出抑制の部分のみを抜粋・要約したものとなっています。本表の内容の詳細については、１４ページ以降を御覧ください。
※　行政評価委員会の主な意見における歳出抑制欄は、今後、大幅な市の歳入の減少が見込まれる中、必要な事業であっても、効果や費用対効果の点で問題がない事業であっても、縮小や廃止せざるを得ない状況が生じてくる中で、評価対象施策においてあえて事業を縮小再編するとすれば、どういった可能性やアイデアが考えられるのかという観点からの提案内容です。したがって、歳出抑制欄に記載されている提案内容は、必ずそのとおりに実行しなければならない、すぐに実行しなければならないというものではありません。

4　資料

京丹後市の外部評価制度の概要（仕組み）

（１） 外部評価の実施目的

市が実施した施策評価結果の妥当性などを外部の視点から評価することで、市の行った行政評価の客観性と透明性を高めるとともに、簡素で効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めることを目的に外部評価を実施しました。

また、京丹後市では、普通交付税の合併算定替による加算額（市町村合併による特例措置）が、平成２７年度から平成３２年度までの６年間で段階的に削減され、平成３２年度にはその特例分がゼロになり、平成２６年度と比較して約１９億円の歳入が減少する中、それに合わせた大幅な事業の見直しが必要となってきます。

このような状況から、行政評価の視点からの評価に加え、もし大幅な事業の見直しをするのであればどういった可能性やアイデアが考えられるのかという「歳出抑制」の視点からも大胆な提言を行っていただいています。

（２） 外部評価の実施方法

外部評価では、内部評価結果に対する評価を実施しました。

まず、内部評価として、平成２６年度に実施した事務事業を対象に所管課による事務事業評価を実施し、その評価結果を踏まえ、所管部局による施策評価（１次評価）を実施し、市として内部評価結果をまとめました。

外部評価では、その内部評価結果に対して、京丹後市行政評価委員会が、所管部局へのヒアリングと、事務事業評価結果（決算附属資料）を参考に評価（２次評価）を実施しました。

なお、本市での外部評価は、平成１９年度及び平成２０年度は事務事業評価を、平成２１年度からは施策評価を対象に実施しています。

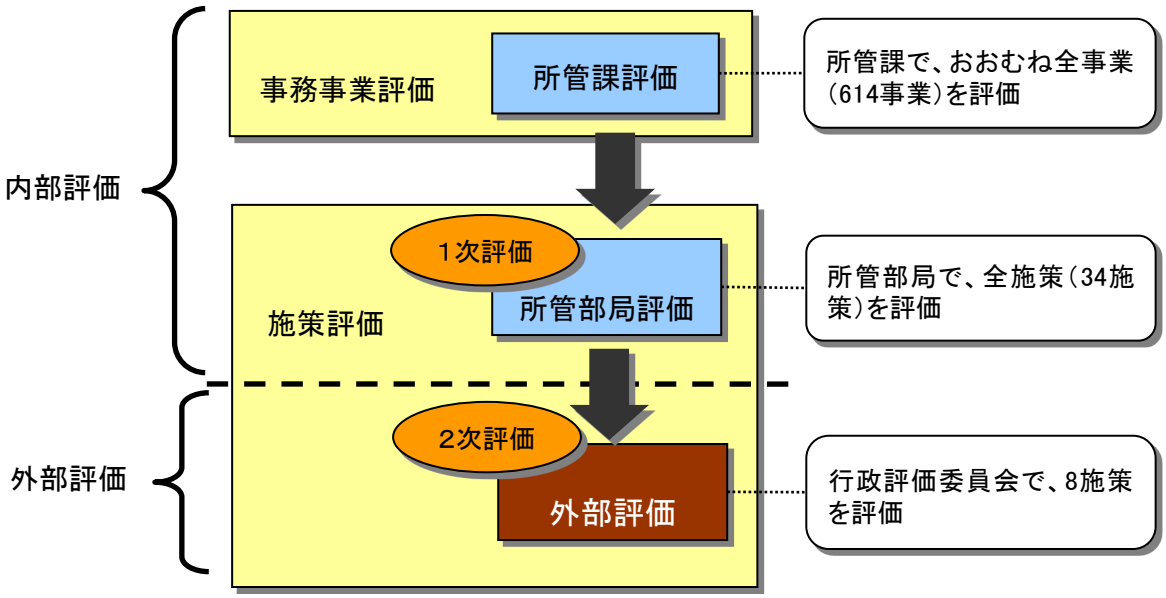

（３） 京丹後市行政評価委員会設置要綱

京丹後市行政評価委員会設置要綱

（設置）
第１条　本市が実施する行政評価の客観性と透明性を高めるとともに、簡素で効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、京丹後市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1)　市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、評価結果を市長に報告すること。
(2)　行政評価システムの構築及び運用について必要な事項を審議し、市長に意見を述べること。
（組織）
第３条　委員会は、委員若干人をもって組織する。
２　委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（委員会の会議）
第６条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
（意見等の聴取）
第７条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くほか、資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、財務部行財政改革推進課において処理する。
（その他）
第９条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
附　則
この告示は、平成19年10月1日から施行する。
附　則
この告示は、平成21年4月1日から施行する。